

第百四回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十四号

昭和六十一年四月二十三日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 大石 千八君

理事 衛藤征士郎君 理事 近藤 元次君

理事 島村 宜伸君 理事 玉沢徳一郎君

理事 串原 義直君 理事 田中 恒利君

理事 武田 一夫君 理事 神田 厚君

上草 義輝君 太田 誠一君

片岡 清一君 菊池福治郎君

鈴木 宗男君 田邊 國男君

月原 茂雄君 野呂田芳成君

林 大幹君 藤本 孝雄君

松田 九郎君 山岡 謙蔵君

上西 和郎君 島田 琢郎君

新村 源雄君 竹内 猛君

辻 一彦君 日野 市朗君

駒谷 明君 吉浦 忠治君

菅原喜重郎君 津川 武一君

中林 佳子君

出席國務大臣

農林水産大臣 羽田 孜君

出席政府委員

農林水産大臣官 田中 宏尚君

農林水産大臣官 吉國 隆君

農林水産大臣官 後藤 康夫君

農林水産省經濟局長 大坪 敏男君

農林水産省畜産局長 佐野 宏哉君

水産庁長官 後藤 和久君

委員外の出席者

国土庁計画・調整局長 山崎 皓一君

国土庁土地局土地利用調整課長

運輸省海上技術安全局検査課長 深川 勝英君

建設省都市局都市計画課長 伴 襄君

参考人 (農林中央金庫理事) 森本 修君

農林水産委員会調査室長 羽多 實君

委員の異動

四月二十三日

辭任

上西 和郎君

補欠選任

田中 克彦君

辭任

田中 克彦君

補欠選任

上西 和郎君

四月二十三日

土地改良事業等に関する請願(小沢和秋君紹介)

(第三六〇四号)

同(正森成二君紹介)(第三六〇五号)

同(上西和郎君紹介)(第三六七九号)

同(関山信之君紹介)(第三六八〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法の一部を改

正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。串原義直君。

○串原委員 まず初めに大臣に伺いたいでございますけれども、このたびの法改正によりまして、農林中央金庫の民間法人化を図るために政府の出資資格を廃止するとともに、総務庁の特殊法人に関する審査、調査等の規定の適用対象から除外する等々といったしております。そうなりますと、農林水産業者の組織する協同組合などに対し金融上の便益を与えることを柱とする基本的政策を維持しながらも、今後は民間法人として民間金融機関とほぼ同様の機関、ほとんど変わらぬ、こういう取り扱いになるときちと理解してよろしゅうございませうか、大臣に伺います。

○羽田國務大臣 今回の法改正につきましては、農林中央金庫は農林漁業の協同組合を基本構成員とする協同組織体の全国金融機関でございます。これら協同組合に対して金融上の便益を与えることを第一義的使命とする基本的性格を維持しつつ、他の民間の協同組合金融機関、例えば信用組合ですとか信用金庫、これの立法例に倣いまして規制の整理合理化などを行い、そして民間法人化するため必要な措置を講ずるとともに、最近の金融情勢の変化を踏まえて業務の整備を図ることといたしております。

○串原委員 私、ちょっと大臣の答弁を明確に理解できないのでございます。つまり、今回の法律が可決、施行となった場合、一般の金融機関とどこどこが異なるのか教えてください。

○後藤(康)政府委員 今回の中金法の改正によりまして、金融業務なり金融サービスの機能という点では一般金融機関並みになると近づいて、ま

た政府の規制という点についても他の協同組合的な金融機関の立法例等も参考にいたしまして規制の緩和も図っておりますのでございます。

ただ、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、農林水産業関係の協同組織の金融面の頂点の機関といたしまして、業務の機能は広がっておりますが、そこにおのずから専門金融機関としての、特に業務の相手方についてまず所属団体に対するサービスを優先するという点で専門金融機関としての性格というものはあくまでも残っております。こういうふうな、業務なり機能の範囲の問題と、それから担当する分野あるいはまた業務の相手とする者の特殊性という点では残るということと、両面で御理解をいただいたらよろしいのではないかと考えております。

○串原委員 つまり、大事なことですから改めて伺いますが、専門金融機関としての機能は保持するけれども、他の問題については民間金融機関と同じであります。すばり申し上げますならばそういうことですね。

○後藤(康)政府委員 民間金融機関というにもいろいろございまして、一つ一つと厳密に比較をした場合に若干の異同というものはございまして、ただ、他の民間金融機関並みの機能なり業務の弾力的な運営ができるようにするための措置というのは今度の改正の中でできるだけとるようにいたしました。しかし、専門金融機関としての性格というものにはあくまでも残り、農林中央金庫の所属団体に対する金融サービスを第一義とするという性格はあくまでも残っている、こういうことでございます。

○串原委員 つまり、専門金融機関としての役割、機能は当然であるけれども、つまりは民間金融機関として特別に政府、監督官庁からの規制、監督を受けることはない、こういうことですね。

○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法の一部を改

正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。串原義直君。

○串原委員 まず初めに大臣に伺いたいでござい

ますけれども、このたびの法改正によりまして、農林中央金庫の民間法人化を図るために政府の出資資格を廃止するとともに、総務庁の特殊法人に関する審査、調査等の規定の適用対象から除外する等々といったしております。そうなりますと、農林水産業者の組織する協同組合などに対し金融上の便益を与えることを柱とする基本的政策を維持しながらも、今後は民間法人として民間金融機関とほぼ同様の機関、ほとんど変わらぬ、こういう取り扱いになるときちと理解してよろしゅうございませうか、大臣に伺います。

○羽田國務大臣 今回の法改正につきましては、農林中央金庫は農林漁業の協同組合を基本構成員とする協同組織体の全国金融機関でございます。これら協同組合に対して金融上の便益を与えることを第一義的使命とする基本的性格を維持しつつ、他の民間の協同組合金融機関、例えば信用組合ですとか信用金庫、これの立法例に倣いまして規制の整理合理化などを行い、そして民間法人化するため必要な措置を講ずるとともに、最近の金融情勢の変化を踏まえて業務の整備を図ることといたしております。

○串原委員 私、ちょっと大臣の答弁を明確に理解できないのでございます。つまり、今回の法律が可決、施行となった場合、一般の金融機関とどこどこが異なるのか教えてください。

○後藤(康)政府委員 今回の中金法の改正によりまして、金融業務なり金融サービスの機能という点では一般金融機関並みになると近づいて、ま

た政府の規制という点についても他の協同組合的な金融機関の立法例等も参考にいたしまして規制の緩和も図っておりますのでございます。

ただ、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、農林水産業関係の協同組織の金融面の頂点の機関といたしまして、業務の機能は広がっておりますが、そこにおのずから専門金融機関としての、特に業務の相手方についてまず所属団体に対するサービスを優先するという点で専門金融機関としての性格というものはあくまでも残っております。こういうふうな、業務なり機能の範囲の問題と、それから担当する分野あるいはまた業務の相手とする者の特殊性という点では残るということと、両面で御理解をいただいたらよろしいのではないかと考えております。

○串原委員 つまり、大事なことですから改めて伺いますが、専門金融機関としての機能は保持するけれども、他の問題については民間金融機関と同じであります。すばり申し上げますならばそういうことですね。

○後藤(康)政府委員 民間金融機関というにもいろいろございまして、一つ一つと厳密に比較をした場合に若干の異同というものはございまして、ただ、他の民間金融機関並みの機能なり業務の弾力的な運営ができるようにするための措置というのは今度の改正の中でできるだけとるようにいたしました。しかし、専門金融機関としての性格というものにはあくまでも残り、農林中央金庫の所属団体に対する金融サービスを第一義とするという性格はあくまでも残っている、こういうことでございます。

○串原委員 つまり、専門金融機関としての役割、機能は当然であるけれども、つまりは民間金融機関として特別に政府、監督官庁からの規制、監督を受けることはない、こういうことですね。

○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法の一部を改

正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。串原義直君。

○串原委員 まず初めに大臣に伺いたいでござい

ますけれども、このたびの法改正によりまして、農林中央金庫の民間法人化を図るために政府の出資資格を廃止するとともに、総務庁の特殊法人に関する審査、調査等の規定の適用対象から除外する等々といったしております。そうなりますと、農林水産業者の組織する協同組合などに対し金融上の便益を与えることを柱とする基本的政策を維持しながらも、今後は民間法人として民間金融機関とほぼ同様の機関、ほとんど変わらぬ、こういう取り扱いになるときちと理解してよろしゅうございませうか、大臣に伺います。

○羽田國務大臣 今回の法改正につきましては、農林中央金庫は農林漁業の協同組合を基本構成員とする協同組織体の全国金融機関でございます。これら協同組合に対して金融上の便益を与えることを第一義的使命とする基本的性格を維持しつつ、他の民間の協同組合金融機関、例えば信用組合ですとか信用金庫、これの立法例に倣いまして規制の整理合理化などを行い、そして民間法人化するため必要な措置を講ずるとともに、最近の金融情勢の変化を踏まえて業務の整備を図ることといたしております。

○串原委員 私、ちょっと大臣の答弁を明確に理解できないのでございます。つまり、今回の法律が可決、施行となった場合、一般の金融機関とどこどこが異なるのか教えてください。

○後藤(康)政府委員 今回の中金法の改正によりまして、金融業務なり金融サービスの機能という点では一般金融機関並みになると近づいて、ま

た政府の規制という点についても他の協同組合的な金融機関の立法例等も参考にいたしまして規制の緩和も図っておりますのでございます。

ただ、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、農林水産業関係の協同組織の金融面の頂点の機関といたしまして、業務の機能は広がっておりますが、そこにおのずから専門金融機関としての、特に業務の相手方についてまず所属団体に対するサービスを優先するという点で専門金融機関としての性格というものはあくまでも残っております。こういうふうな、業務なり機能の範囲の問題と、それから担当する分野あるいはまた業務の相手とする者の特殊性という点では残るということと、両面で御理解をいただいたらよろしいのではないかと考えております。

○串原委員 つまり、大事なことですから改めて伺いますが、専門金融機関としての機能は保持するけれども、他の問題については民間金融機関と同じであります。すばり申し上げますならばそういうことですね。

○後藤(康)政府委員 民間金融機関というにもいろいろございまして、一つ一つと厳密に比較をした場合に若干の異同というものはございまして、ただ、他の民間金融機関並みの機能なり業務の弾力的な運営ができるようにするための措置というのは今度の改正の中でできるだけとるようにいたしました。しかし、専門金融機関としての性格というものにはあくまでも残り、農林中央金庫の所属団体に対する金融サービスを第一義とするという性格はあくまでも残っている、こういうことでございます。

○串原委員 つまり、専門金融機関としての役割、機能は当然であるけれども、つまりは民間金融機関として特別に政府、監督官庁からの規制、監督を受けることはない、こういうことですね。

○大石委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法の一部を改

正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。串原義直君。

○串原委員 まず初めに大臣に伺いたいでござい

ますけれども、このたびの法改正によりまして、農林中央金庫の民間法人化を図るために政府の出資資格を廃止するとともに、総務庁の特殊法人に関する審査、調査等の規定の適用対象から除外する等々といったしております。そうなりますと、農林水産業者の組織する協同組合などに対し金融上の便益を与えることを柱とする基本的政策を維持しながらも、今後は民間法人として民間金融機関とほぼ同様の機関、ほとんど変わらぬ、こういう取り扱いになるときちと理解してよろしゅうございませうか、大臣に伺います。

○後藤(康)政府委員 政府の規制との関係におきましても、例えば剰余金処分認可というものを今度廃止いたしました。これも他の金融機関等の立法例に倣ったものでございます。

ただもう一つ、先ほど私が申し上げました専門金融機関としての性格を残すという点に係る政府の規制というものが、例えば中金の業務におきましては、先ほど来申し上げておりますような出資団体あるいはまた所属団体に対します金融サービスを第一義として、それを妨げない範囲内であるという業務がございまして、そういう専門金融機関としての性格に就いては、例えば所属団体以外の者に対します貸し付けにつきましては一定の政府の規制というものは、専門金融機関としての性格を残すという意味合いにおきまして他の民間金融機関にはない規制が残っておりますということも事実でございます。

○串原委員 つまり専門金融機関としての任務、これに対する規制はあるけれども、その他は民間金融機関としての考え方よろしい、こういうこととですね。

○後藤(康)政府委員 大筋そのように御理解いただいております。

○串原委員 それでは次に進みますけれども、国の委任または補助に係る業務の実施状況については総務庁が権限行使をお留保するというのですけれども、これはどういふことなんでしょう。

○後藤(康)政府委員 今回の改正の趣旨からいたしまして、農林中央金庫は総務庁設置法との関係におきまして特殊法人の業務に対する行政監察の対象からは除外することにいたしました。しかし、国の委任または補助に係る業務に対する行政監察というものはつきましては、これは特殊法人である民間法人であるを問わないものでございまして、他の法人も一律の対象になっておりますので、農林中央金庫のみ対象外とすることはできないというところでございます。

国の委任または補助に係る業務、例えば食糧代金の支払いでございますか、あるいは農林中央

金庫からも農業近代化資金を国からの利子補給を受けて貸し出すというような仕事もやっておりますのでございますが、そういった国の委任または補助に係る業務につきましては、他の法人も一律に行政監察の対象になっているというのを御理解いただきたいと思います。

行政監察と申しますのは、行政部内の第三者的な立場から行ふものだということ、行政の制度運営の全般的な改善を推進するというのを一つの大きなねらいにいたしております。また、行政の総合調整的な機能も持っているというように特徴がございまして、農林中央金庫に対しましては農林水産大臣なり大蔵大臣なりが主務大臣としての監督権限を持っておりますけれども、それとはまた別個の性格のものでございまして、主務大臣の監督では代替し得ないものということで残っております。

○串原委員 これは、私ここで余り時間をといたくないのですけれども、ほかの機関と横並びでこの権限はまだ存在をするのでございまして、言うならばそういう御答弁ですね。

私は、大蔵、農林の主務大臣の監督だけで十分だというふうに考えているのです。このごろ、行政改革というのをよく言うのでしよう。いろいろな行政の簡素化ということを言うわけでしょう。そうであるならばこそ、この辺はやはり整理をしていくべきことからの課題ではないか。それは今御答弁にはなりましたけれども、今御答弁になりました業務の監督等は農林省、大蔵省、その主務大臣、主務官庁、この監督で十二分にできると私は思う。幾つも幾つものいつまでも、民間団体になっても関係する官庁が連なっている、こういうことはそろそろ考え方を要えていかなければいかぬ。その辺が行政改革の考え方の大事なことではないですか。従来からずっとこれとこの官庁が関係がありましたから、やはり若干ずつ監督権限を留保しておいた方がよろしい、こういう考え方ではないかと私は思う。今御答弁になった業務の程度ならば、農林省、大蔵省で十分だと

私は思う。少し考え方を要えたらいかですか。

○後藤(康)政府委員 この問題は、総務庁の今までの権限のうち、ちよつとでも残しておくとか残しておかないとかいふものではございせん、先ほど私の御説明がちょっと舌足らずだったかもしれないが、行政監察と申しますのは、政府の中に行政各部がございまして、各省がございまして、そういうものが独自の観点からそれぞれ所掌事務に基づいて行政を行っているわけでございまして、それが第三者的な立場から監察をする、そういう性格のものでございまして、そういう意味合いにおきまして、国の委任とか補助に係る業務の実施状況について必要な調査を行って、目的に合っているかどうか、効率的に行われているかどうかというのを第三者的な立場から、いわばチェックをし、調査をする。そういうことを通じて行政の制度運営の全般的な改善にも資する。そういう性格として、これは主務大臣の監督権限とは性格の違う総務庁が持つております一つの権限であり、機能であるという意味で残っておりますというものでございまして。

○串原委員 先ほど申し上げましたように、私はこの問題で時間をとりたくありませんからやめますけれども、国の委任事務、補助に係る業務、この監督は、繰り返すように申し上げます。この仕事は第三者機関でなければならぬ、大蔵、農林の主務官庁で十分だと思っております。この仕事は別に立派なものじゃない。そんな発想をいつまでも持つ必要はないと私は思うのです。さっき行政改革ということを申し上げましたけれども、そういう立場で議論をしているときでありますから、行政について、監督権について交通整理をしながら、ぜひ大いに御検討ください。強く要請を申し上げて次の質問に移ります。

今回の改正によりまして、資本金の増額の場合には認可制から届け出制に改まりました。減資の場合には認可制にしたい。この理由を明らかにしていただきたいと思います。

○後藤(康)政府委員 農林中央金庫の増資につ

ましては、従来は、御案内のとおり法定資本金以上の増資が所屬団体に必要以上の負担をかけることになること等にかんがみまして、出資者総会の決議と主務大臣の認可を必要とするというふうにしていただけてございまして、今回の法改正によりまして、資本金の法定が廃止をされました。資本金の設定がいわば農林中央金庫の自主性にゆだねられることになったことにかんがみまして、増資には、制度上、出資者総会の決議を不要にいたしました。基本的にはこの増資は経営基盤の強化につながることでございまして、主務大臣の認可をその都度とすることにつきましては、廃止をいたしました。ただ、資本金額の状態を把握しておきたいということで、主務大臣に届け出だけやっていただければ足りるというふうにしたわけでございまして。

他方、減資につきましては、資本金と申しますのはやはり経営の最後のよりどころでございまして、経営に及ぼします影響が大きゅうございまして、債権者保護の観点からも主務大臣が関与する必要があります。主務大臣の認可を要することにしたわけでございまして、この点は、銀行法等の他の金融機関の立法例に倣ったものでございまして、他の金融機関の立法例でも同様の制度になっているわけでございまして。

○串原委員 今回の改正によりまして、役員、理事長さん以下それぞれあるわけでございまして、その役員のうち、理事の任期を四年から三年にした理由は何でございましょう。

○後藤(康)政府委員 役員の任期につきましては、一般的に申しまして経営の安定という観点からは、業務への専念を考慮いたしまして、任期はできるだけ長期安定的なものにすることが望ましいという要請が一方でございまして、それから、他方におきましては、業務執行に当たりまして所屬団体の意向を反映しながら責任を持つてこれに取り組ませるというためには、業務執行担当者、役員でございまして、この信任を問うといいますが、そういう機会を多くする。そういう意味合い

か、そういう機会を多くする。そういう意味合い

におきまして、極端に短くならない限りにおいて、任期は短い方がベターだという要請なり考え方ということも一方であるわけでございます。そのバランスをとって定められるということであるろうかと思っております。

農林中央金庫の場合に、理事長、副理事長、理事、監事、それぞれ職務が異なっております。今回の法改正におきまして任期の扱いにつきましては、理事長と副理事長はいわば業務運営の中心的な地位にある者として、業務運営全般にわたる高度な責任を持つ者であることから、今後非常に厳しさを増すと思われず金融環境に対処してまいりますために中長期的な経営の安定を確保していくということで、任期は変更せず従来どおり四年としたわけでございます。一方理事につきましては、実務を担当する者でございまして、その業績を定期的に評価し、そのことを通じて経営の活性化にも資するということから、その任期を三年に短縮するというにいたしましたわけでございます。

○串原委員 どうも私はわからないですね。今御答弁になったような理事長、副理事長の任務、理事の任務、それはおありになるでございましょう。しかし理事長、副理事長が任期四年、あとの理事は三年に引き下げるというこの発想がどうしても理解できない。つまり理事というのは農林中央金庫業務に対して共同責任ということじゃないのですか。

○後藤(農)政府委員 農林中央金庫におきましては、制度上、対外的な代表権限を含めまして業務執行は理事長が行うことになっておりまして、副理事長及び理事は実務を担当する補助機関という位置づけになっておるわけでございます。

この理由につきましては、従来からそういう法制度になっておるわけでございますが、農業、林業、漁業それぞれの分野の協同組合を基本構成員とします協同組合体の全国金融機関ということと、他の協同組合法をとりまします法人と違っています、農、林、水それぞれ性格がかなり異なります

所属団体に対して指導的な立場において公正かつ中立的な業務運営を行うという観点から、理事長を中心とした一体的な業務執行を図ることが特に要請をされるという考え方で今のような仕組みになっているのではなからうかと私も考えておるところでございます。今後の厳しい金融情勢に適切に対処してまいりますためにも、やはり今後とも全役員が一体となったこういった体制を維持することが適当であらうと考えております。

なお、中金法と同時に提案されております貯金保険法の方で、貯金保険機構が借入れをなし得る限度額というのが日銀と農林中央金庫について決められておりまして、これを今回引き上げたいということでも御提案を申し上げているわけでございますが、俗な言葉で申せば農林中央金庫は農林水産関係のいわば日本銀行でございます。日本銀行におきましては同様の制度になっておりまして、日本銀行の総裁、副総裁と理事との間にも任期にたしか一年の差があったと承知をいたしております。

○串原委員 今お話しになりましたけれども、つまり理事会は共同責任であることが望ましい、理事会は共同責任を負うて農林中央金庫の運営に当たることがいいという意味の御答弁もありました。大事なところでですから再度確認をいたしますけれども、今後の特に民間金融機関として存在する農林中央金庫の運営、とりわけ理事会は共同責任の立場で金庫の運営に当たることが望ましい、こういうふうに理解しておりますが、明確に御答弁ください。

○後藤(農)政府委員 私の方でちょっと舌足らずだった点があるかもしれませんが、私が申し上げましたのは、先ほど申し上げましたような農林中央金庫の性格、いわゆる厳しさを増す今後の金融情勢というものを考えますと、対外的な代表権限を含めまして業務執行は理事長がこれを行う、副理事長及び理事は実務を担当する補助機関であるという今の体制を維持いたしまして、理事長と副理事長、役員が一体となった適切な運営をしてい

くことが望ましいということをお願いしたわけでございます。

○串原委員 さっき御答弁をいただいたことを踏まえて私は今質問をしたわけでございますが、理事長が責任を持って運営をする、言うならば副理事長以下は補助機関であるという考え方はなくして、理事会は理事長以下共同責任で一体になって金庫の運営に当たる、これが望ましい姿ではないでしょうか。こういうことを実は質問したのであります。どうですか。

○後藤(農)政府委員 その点は先ほど申し上げましたように、農業、林業、水産業等性格の異なる所属団体に対しては、全国的な最高レベルの機関といたしまして指導的な立場で公正かつ中立的な業務運営を行うという観点から、理事長を中心とした一体的な業務執行という現在の体制を維持することが望ましいというふうに考えておるわけでございます。

○串原委員 農林中央金庫は協同組合的な組織として存在するわけですね。御承知のように農業協同組合あるいは何々協同組合という場合の執行体制、執行責任というものは、まず理事を選任して、その理事の中から理事長、専務等々を選任していく。それから、任期は当然のことながら三年なり三年、ほとんど同じである、こういうことであります。

そういう立場から何うわけでありませうけれども、これからの民間組織の金融機関としての農林中央金庫のあり方というものは、まず理事を選任する、その中から理事長以下執行体制を互選していく、この姿が協同組合的組織としては一番理想である、こう考えるわけでありませうけれども、いかがですか。

○後藤(農)政府委員 農林中央金庫は、農林漁業の協同組合を基本構成員といたします協同組合体的な金融機関でございますが、協同組合の連合会ではございません。やはり単一の法律によりまして設立をされました特定の目的を有する単一の法人でございます。先ほど来申し上げておりますよ

うに、農、林、水と性格の異なる所属団体によって構成をされておる単一の法律に基づきます単一の法人でございますので、連合会というものは性格がおのずから異なるというふうに考えております。

農林中央金庫の執行機関でございます役員につきましては、農林中央金庫を代表し、その事務を総理する理事長、それから、基本的には理事長の補助機関であり、理事長に事故あるときにその代理を行い、または理事長が欠員のときその職務を行うという副理事長、さらに理事長の補助機関である理事、こういったものから構成をしております。つきましては役割が異なりますことから、総会においてそれぞれ適、不適を判断しながら直接選出することにいたしましたものでございます。

なお、今回の法改正におきましては、従来副理事長及び理事は総代会の同意を得て、出資者総会の同意を得て理事長が任命するということになっておったわけでございますが、所属団体の意向をより直接的に反映する仕組みにいたすことによりまして、所属団体と農林中央金庫との間のより一層の関係なり直接の意思反映という仕組みをとった方がよろうという判断に基づきまして、副理事長及び理事も出資者総会の選任というふうに方式を改めるといった措置はとったところでございます。

○串原委員 御答弁のように今回の法改正で副理事長、理事も総代会で選任をするということになったことに対しては前進である、私はこれは評価するにやぶさかではございません。

しかし、私の申し上げておりますのは、それと同時に、農林中央金庫の業務運営に当たって、理事会は協同組合的に共同責任を持つ組織にしなければいかぬ。今お話がありましたように、理事長が実は責任者でございまして、副理事長以下理事はその補佐役でございましてという発想は、民間法人化、民間金融機関としてこれから歩いていくわけでございますから、自主的な運営をみずからや

らなければならぬという立場に立てば立つほど、理事会の運営は一切共同責任でなければいけない、こういうふうな発想を変えていくべきではないのか。従来の特殊法人のときと同じ延長線上に責任体制もあつてはいけない、それでは好ましくない、私はそう思う。少なくともできるだけ早い機会に一度この点については真剣に検討すべき事柄ではないのか、こう思うのです。

特殊法人の時代ならば、今御答弁になったような責任体制、それも一つの方法でございましょう。これからは民間金融機関として存在する農林中央金庫、理事長以下一切責任を負うて共同責任という立場で頑張っていかなければならぬと私は思う。一切の責任は理事長にあって、その他の副理事長以下理事は補佐役でございまして、こんなことでの巨大な組織を運営できるかどうか、私は大分疑問に思う。従来の特殊法人のときの責任体制、これは検討しなければならぬのではないかと、思う次第です。できるだけ早い時期に検討をするということ而努力するつもりはございせんか。

○後藤(農)政府委員 若干先ほど申し上げたことの繰り返しになって恐縮でございまして、現在の農林中央金庫の執行体制のあり方と申しますものが、必ずしも特殊法人なるがゆえに現在のような体制なり制度になっているというふうには私も理解をしておらないところと申します、また協同組合的な性格を持つ農林中央金庫でございまして、先ほど来申し上げておりますように、それでは協同組合と全く同じかといふと、いろいろ違うところがございます。では、員外利用の制限が農林中央金庫に協同組合そのもののような形であるかという、それはないわけでございます。やはり農、林、水全体を抱え込んだ全国的農林漁業関係の専門金融機関としての特別の任務と公共性を持った、単一の法律によって設立された単一の法人でございまして、

そういう意味で、私も現在の金融自由化の進展の中で、厳しい状況の動きも頭に置いて考えました場合に、ただいまの串原先生の御意見は御意

見として私も承っておきたいと存じますけれども、近くそのような線での改正をする必要があるという認識は持つておらないところでございまして、

○串原委員 では中金の理事長さんに伺いまして、今まで私が質問をしてまいりました事柄、繰り返しませんが、民間団体になった中金の運営というものは大変な努力が必要になってくる、これは当然のことであると思う。したがって、今後の運営のあり方というものは、理事会は全理事、全役員が共同という責任体制の中で運営されていくことが望ましいと私は思ふ次第であります。協同組合的という表現を使いました、そのようにあるべきだと思ふ。理事長さんはそこをどう思ひますか。

○森本参考人 先ほど来、後藤経済局長からいろいろ御答弁がございました。私、その応答を聞いておりまして、農林中央金庫という法人は一つの特別の法人である、言われまますように今回民間法人化はいたしましたけれども、もちろん一般の金融機関とも異なっております。また、農林漁業の協同組合なりあるいは協同組織を組織員としておりますけれども、いわゆる農協等の全国団体、全国連といったものとはまた一味違った性格を与えられております。

したがって、そういう特別な特別法に基づく特別の金融機関である農林中央金庫の役員制度あるいは体制、そういうものは異なるものであるべきかということにつきましては、必ずしも他の団体の例をもつて押し切れない要素があるのではないかと私は思っております。現在の体制におきまして私運営をいたしまして、制度的には今先生がおっしゃったような形にはなつておるにいたしましても、運営の実態からいいますと、各理事、副理事長それぞれ責任感に燃え、また業務運営についても一体的な形で相談をしながらやってきておるわけでございます。そういう意味におきましては、制度論としてい

ろい御意見があり、また先生のおっしゃることでもわからぬことはないわけでございますが、先ほど来申されましたような今回の役員制度なり選任方法の改正によりまして私も精いっぱい運営をしてまいつて、その実績に基づいて今後またそれだけ検討を加えていくべきものではないか、率直に言ひまして私はさうな感じを持つております。

○串原委員 制度の上では理事長選任の方法、副理事長以下理事の選任の方法、責任分野、決まっているけれども、実態はみんな一緒になつて一緒に責任体制で、一体の責任体制で運営をいたしております、こういうお話でございましたね。当然そうあるべきだと思ふ。したがって、もうあるからこそ私は言っているのではありません。中金の役員が共同責任の立場でそのつもりで本氣になつて一体的にやつてもらなければ困る。したがって、私はあえて今回の法改正に当たつて真剣に検討すべきことではないでございまして、うかつという立場で申し上げているわけでありまして、そこで私、大臣にも伺ひます。今まで議論してきた私の意見に対して大臣はどう思ひますか。農林中央金庫の理事長が責任を持つてやつていくという今の体制である、副理事長以下理事は補佐役でございましてという運営のあり方は、これはいささか検討すべき時期に来ているのではないかと、こ

ういうことを強調をしているところと申します。これはきょう改正しようではありませんかというふうな申し上げているわけじゃない。私の申し上げている立場で検討するといふ必要を政治家の大臣としてはお感じになりませんか、いかがでしょう。――いやいや、だめ、大臣に聞いているんだ、局長必要ない。

○羽田国務大臣 基本的に、今局長初め理事長、皆さんが答弁されていることは私は違ひないと思ふ。ただ、民間の普通の企業でも代表権を持つ人々と代表権を持たない取締役というのとはおのづと権限について違ひわけです。ですから当然、代表権を持つ取締役といひますか代表取締役、これを補

佐しそしてそれが間違いを起こさないようにしていくというのがほかの取締役の仕事であらうというふうには私は思ひます。そういう意味で、先ほどからこうやつてお話を聞かして、そんなに食い違つてゐるわけじゃないと思ひますのですけれども、率直に感じまして、

○串原委員 いや、違ひのです。時間がないことを残念に思ひますけれども、とにかく理事長がオールマイティーで、あとの副理事長以下は補佐役でありますという選任の仕方というものは検討すべき時期に来ているといふことを申し上げているのです。まず理事を一緒に選任をする、その中から理事長を互選をする、副理事長を互選をする、こういうシステムに、民間金融機関として存在していく以上考えていくべきではないのか、こ

ういうことを私は申し上げてきているのです。協同組合的に考えたらいかかですかというのを申し上げておるわけなんです。いかがですか。

○後藤(農)政府委員 私、先ほど大臣に先立つてお答えを申し上げたことを今申し上げるわけでございますが、串原先生のような御意見、お考えというところにつきましては、私も法改正の際にいろいろ今度の選任方法の問題などもあわせまして検討をいたしたわけでございます。その最終的な判断として先ほど私が申し上げましたような判断を下しまして選任方法についての改正を行ひ、そして執行体制の現在の仕組みなり制度につきましては現行の体制を維持しながら、先ほど理事長からも御答弁がございましたように理事長、副理事長、理事一体となつて業務運営に当たつていくということが農林中央金庫の農林漁業関係の中核的な全国機関としての性格に最もふさわしいものだといふ判断から、今回のような形で改正案の提案を申し上げたという次第でござい

申し上げておきたいと思ひます。大臣にもひとつ真剣に御検討願ひたい、担当の局長にも真剣に御検討願ひたいということを要請しておきます。さらに農林中金の理事長さんにも、責任者の立場からより一層具体的に掘り下げて御検討願ひたいと注文を強く強く申し上げておきたいと思ひ次第でございます。

そこで、もう二つほど伺っておきたいわけでありませうけれども、従来は、特殊法人ということもあり、農林中央金庫の設立の経過もありましたでございませうが、歴代の理事長は農林省出身者がずつと就任をしていらつした。これは今回から民間金融機関として運営をされていくわけでありませうから、指定席みたいなこういう格好で従来と同じように将来とも継続するということにはならないと思ひるのでございませうけれども、これはそういう理解でよろしうございませうね。

○後藤(農)政府委員 農林中央金庫の役員選出につきましましては、昭和三十六年に政府任命制を廃止をいたしまして、農林中央金庫の行います金融業務について識見と経験を有する者の中から自主的に選任が行われてきているということでございます。まして、役員の中に国家公務員等を退職した者も選任されておりますし、また、たまたま国家公務員を経験された方が引き続き理事長を務めておられる、そういうふうな選任をなされているということでございますけれども、これはあくまでもその方々の持つております農林漁業なり金融に関する高度な専門知識なり経験に着目をして、適材適所という観点から農林中央金庫内の一定の系統によりまして選任をされているものというふうな考へておるところでございます。

○串原委員 つまり、繰り返すようでございますけれども、民間法人化される農林中央金庫、したがいまして民間機関としてこれから運営されなければならぬ、それだけの責任体制をとってもらわなければならぬ。したがって、まさに役員の選任も自主的に考へられなければならないのではないかと。したがいまして、今たまたま私は、農林省か

ら理事長さんがずつと歴代選任されてきた、こういうふうな申し上げましたが、理事長の選任を含め、あるいは他の官庁から派遣されてきたでございませう役員、指定席的な数についてももうこれから固定する必要がある、これはもう完全に農林中央金庫の立場で役員体制も考へていかなければならぬ、そうすべきだ、こう思っているし、これは当たり前のことを私は聞いてるのでございませうが、そういう理解でよろしうございませうね。

○後藤(農)政府委員 農林中央金庫の役員につきましては、完全に出資者総会におきまして自主的に選任をされる制度になっております。あくまでも農林中央金庫の内部におきまして自主的に選任をされるのが適當であるというふうな考へております。

○串原委員 時間が参りました。そこで中金の理事長さん、急いで伺いますけれども、業務の増大、民間法人化によりましてそういうことも出てくるでございませう。金融の自由化などによりまして新たな情勢に対処しなければならぬ、こういうこともあるでございませう。これらの情勢的確に対応できる、対応していくということになりますと、今私の手元にありますところの農林中央金庫の規則に基づきまして役員体制もできておるようでありませうが、この執行体制というのは従来と同様で十分であるとお考へかどうか、お示しください。

○森本参考人 時間がございませんで結論的に申し上げますと、お説のように業務の多角化あるいは金融自由化等経済環境の変化、そういうものに対応していけますために執行体制を充実強化しなければならぬということは当然だと思ひております。

ただ、私も従来から、経営の効率化ということとをまた一方非常に重要な運営上の要素であるというふうな思ひ、役職員の数の増加ということについては極力抑制的に運営してまいりました。また、農協系統全体としても御案内のように経営の刷新強化運動というものを続けておりまして、

その中でも三段階、やはりそういうふうな経営の効率化ということを中心にしてやっておりますし、今後もやっておりますけれども、その両方の要素を勘案いたしまして、今後執行体制の問題については十分私どもは考へていかなければならぬというふうな思ひております。

○串原委員 最後になりますが、大臣にこれは伺います。

時間がありませんでしたから質問を深めることはできませんでしたが、民間法人化された農林中央金庫であっても、まだ何かしらこの監督官庁の規制というものが、あるいは関連を強めていくという方向が残っているように思ひてならないわけでありませう。したがいまして、今後、この監督規制緩和という表現をあえて使わせていただきますように、監督規制緩和につきましては大臣はどのようにお考へてございませうか、お答え願ひます。

○羽田国務大臣 基本的にはやはりこれは農林水産関係の皆さん方の業というものをよりよく進めていくということ、この基本的な考へ方は民間になつても変わらぬと思ひます。

ただ、実際に運営していくに当たりまして、先ほども申し上げました例えば信用組合ですとか信用金庫、こういうところと同じような立法例に倣ひまして、例えば剰余金処分に係る認可を廃止するなどの規制の整理合理化、こういったものなんかも行つております。それから、所属団体以外の方に對する貸し付けの認可など、専門金融機関としての金融秩序の維持、こういった観点から必要不可欠な規制については、これは廃止することにはしておらないわけでありませう。この結果、農林中央金庫に對する規制は現段階においては必要なもののみとなつておりますけれども、しかし、これからさらに金融の自由化というふうなものが進展してまいるというふうな思ひております。そういう時代というものを的確にとらえて、そういう中で所期の目的が達成できるように、この金融機関が対応できるように、私どもとしても常に

見守つていかなければいけないし、必要があるときにはやはり見直しも行わなければならないというふうな感じております。

○串原委員 時間が参りましたから終わります。

○大石委員長 日野市朗君。

○日野委員 通告しておいた質問事項があるので、今ちょっと串原委員の質問を聞いておやと思つたところがあるものですから、串原委員の質問と若干関連したところで、二問質問させていただきます。

民間法人になるわけでございますね。純然たる民間法人ということになります、これを貫く精神は協同組合精神なんぞございませう。いかがでございませうか。

○後藤(農)政府委員 農林中央金庫は、農業、林業、水産業を通じて協同組合の全国レベルの金融機関ということ、協同組合的な性格を持つておる専門金融機関でございます。ただ、これは例えば農業協同組合法とか水産業協同組合法に基づきます協同組合の連合会というような準則法人ではございませんで、やはり特別の法律に基づいて設立されました単一の法人である、そしてまた農林漁業に直接関係をする一つの専門金融機関としての役割を担つていてという特殊性を持つておるものである、そういう認識をいたしております。

○日野委員 今、串原委員は責任の問題を論じておられました。その責任というのは結局執行責任、代表の責任、執行の責任というものを論じておられました。その責任の内容はどのようなものであるかというところについての論及が両者からちょっとなかったのですが、例えば農業協同組合であれば、何かへまをやつたら理事者による連帯責任というふうなことになると思ひます。そういう厳しさというものが協同組合についてはあるわけですが、この中金の場合はそういう責任の内容というものはどういふものになりますか。

○後藤(農)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、業務執行の責任なり代表権限と申ししますものは理事長が持つておるわけでございますし

て、理事はその補助機関としての位置づけに相
なっておるわけでございます。

○日野委員 私の本日の質問次第から離れるので
余り多く聞く時間は割けません、こうやって見
て、農林中金の存立する基盤、それからそれを導
く精神というものがらいつて、これから理事長
はやはり協同組合人というような位置づけをして
いく方が正しいのではないかと。国家公務員の能力
については私は今ここで云々するわけではござい
ませんけれども、私がさっき言いましたように、
理事長とか理事などというものは可及的多数、組
合人から登用すべきであると考えますが、いかが
でしょう。

〔委員長退席、島村委員長代理着席〕

○後藤(康)政府委員 役員の選任につきまして
は、既に総代会での自主的な選任の制度になって
おりますので、全く農林中央金庫及びその所属団
体の自治にゆだねられておるところでございま
す。

やはり、構成団体の意向をできるだけ反映した
業務運営という点で、今、日野先生のお尋ねがご
さいましたような農林中央金庫自身の役員の中で
系統人の方の声なり比重をもう少し大きくする
という考え方も一方でございますが、他方では二十
兆を超える大きな有数の金融機関でございます。
日々変転をいたします金融情勢の中で非常に大量
の資金を扱って所属団体のためにそれを直接に使
用し、また外部経済との接点に立って適切な運用
も図っていくということになりますと、そこに相
当なやはり専門性なり経験、そしてまたそれに専
念をする、農林中央金庫法には兼職禁止の規定が
ございまして、そういうものと兼ね合いをどうい
うふうに判断をしておるかということであらうか
というふうに考えております。いずれにいたしま
しても、役員の選任は農林中央金庫の自主性、自
治にゆだねられておるところでございます。

○日野委員 余り時間は割きますまい。ただ、公
務員以外にも偉い人間はいっぱいおられますよ。野
に遺材ありでございます。そのことはひとつ私の

方からお話を申し上げておきたいと思ひます。
では、貯金保険法の方に移らせていただきます。

金融自由化金融自由化ということで、世間が大
変かまびすしくなってきたというわけではござい
ます。これから本場に大変な時代を迎えつつあるわ
けでございます。どうもこのごろは一億総マ
ネーゲームというふうな感ずらるようになって、で
きるだけ自分たちの手持ちのお金を有利に運用し
ていこうという機運がずっとみなぎってございま
す。それだけ日本人というものは、まだまだ、マ
ネーゲームを楽しまつておられるのは、何とか
して今まで自分たちが稼いだお金を安全に、
そしてできるだけ少しでもふやしていったとい
う、むしろいいじゃないかと。ところが日本のマネー
ゲームではないかと思うのですが、そういう中
で、お金をできるだけ有利に運用していこうとい
うようなことは、これは別にビジネスの世界はか
りではなくて、農山漁村においても同じような心
情が農民、漁民といったような人々たちをも支配し
ておられるのはなからうかというふうに私は思わ
れます。

そこで、まず心配になってくるのは農協、漁協
等の信用事業でございます。農協、漁協の信用
事業に対する依存率といふことが、これはどうい
うぐあいになっておられますか、これはどうい
う。

○羽田国務大臣 信用事業への影響という点で
ありますけれども、金融自由化、中でも預金金利
の自由化は、金融機関のいわゆる調達するコスト
のアップ、ひいては金融機関の縮小を招くこと
が予想されまして、金融機関全体の経営に重大な
影響を及ぼす、こんなふうな考えです。特に、小
口預金を中心とします農漁協系統の信用事業で
は、小口預金金利が自由化された場合に相当の影
響を受けるであろうということが懸念されてござ
います。総合農協の場合には、その収益構造は、現
在、信用、共済事業部門、これに大きく依存をい
たしております。また漁協の場合でも、信用事
業が販売事業及び自営の漁業とともに黒字部門に

なっているということから、このままでは金融の
自由化が農漁協の経営基盤を脅かす可能性も考
えられるというふうな思っております。

このような状況に対処しまして、農漁協系統で
は、合併によって経営基盤を強化しなければいけ
ないということ、それから、経営の刷新などの自
助努力、これも進めておられます。農林水産省とし
まして、系統信用事業における余裕金の運用規
制の緩和とすとか、あるいは都道府県を通じた経
営改善指導の強化を行っておるところでございま
す。今後とも系統団体の自助努力を見守りつ
つ、必要に応じて指導をしてまいらなければいけ
ない、こんなふうな考えをしておるところでありま
す。

○日野委員 まさに大臣今おっしゃったとおり、
非常に大きな影響を及ぼすであろうと思われま
す。利益の中で信用事業が上げている部分という
のは、農協の場合は大体一〇〇％ぐらいになるの
ではないか、漁協の場合は大体二〇〇％前後ではな
いだろうかというふうに思われるわけでありま
す。信用事業に対する依存率といふものがかなり
強まっております。そこで信用事業が打撃を
こうむることになりますと、これは農協、漁協の
ほかの経済的な活動全般について深刻な影響を及
ぼさざるを得ないというふうに思っているわけで
ございます。

これから、銀行を初めとするいろいろな金融の
専門家が農村、漁村にどんどん入り込んでく
る。もう入り込んでおられます。既に混住化政策
なんかが進められて、農村に住んで町に働きに
行っている人、これは給料は銀行振り込みという
ような形になっておられて、農協なんかにはは
ね返ってこないという状況なんかもあります。そ
れから、そういった農村地帯、漁村地帯にもどん
どん営業活動が進められていて、さて、農協や漁
協が現在持っているスタッフでこれに対応できる
のだからかというのを私は非常に深刻に見詰めて
いるわけですが、こころにのつての御感想を
ちょっと伺いたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 御指摘のとおり、農協につ
いて申しますと、やはり信用事業と共済事業に非
常に収益を依存しております。ただ、時系列で見
ますと、ここ数年、信用事業、共済事業の収益に
対する依存度が若干でございまして低下をしてい
ます。系統組織の中でもそのことについての認識は
ございまして、いろいろな努力は積み重ねられて
きておるというふうに一応私も受けとめてお
るわけでございます。

ただ、今後、金融自由化が進んでまいりま
す。今お話ししたように、一つはシェ
アの競争というものが非常に激しくなっている。
それからまた金利の自由化、それから、全体的に
今のよう金融緩和というふうな状態でありま
す。特にそうでございますが、利ざやが縮小して
くる、こういうことに対する対応をどうしていく
かというところでございまして。

この点につきましては、昨年の秋の第十七回の
農協大会あるいはそれに至りますまでに系統内部
でもいろいろ議論をされ、経営刷新のためのい
ろいろな方策も決議をされておられるわけでは
ございまして、大ざっぱに申しますと、経営体制の強化と事
業運営の効率化、それから第二には組合員との紐
帯の強化と事業体制、機能の強化、第三番目が資
金運用力、収益力の強化、こういうことであらう
かと存じます。先般当委員会でも御採択をいただき
ました農協の合併助成法なども経営基盤の強化と
いうことに役立ち、またそういう中で合併をいた
しますと、管理部門が簡素化されることによりま
して、営業なり信用事業なりというもののへの要員
の振り向けということも可能になってまいるとい
うことがあらうかと思ひます。

それと同時に、今ちょっとお話ししましたよ
うに、農家が非常に均質であった時代と、今のよ
うに非常に多様化し、分化をし、混住化してい
る中で、農協の運営のいろいろな慣行そのもの、例
えば一戸一組合員制でございましてとか、あるいは
また貸出金利など組合員にも平等に適用す
る、いわゆる形式的な平等主義でございましてす
けれども、

ども、こういうものも、他の金融機関との競争が非常に激しくなつてまいりますと同時に農家そのものが分化してくるということになると、例えばおやじさんは稲作をやっているけれども息子は酪農をやっている、二人とも農協をよく利用しているという場合には二人制組合員になつてもちつともおかしくないではないか。あるいはまた、協同組合というのは事業利用をベースにして成り立っている組織でございます。たまたま、ごくわずしか協同組合を利用しない方と、協同組合を非常によく利用して熱心に農業をやっているような方との間の貸出金利なんかについても、一定の客観的な評価で違いをつけていくということがないと他の金融機関と対抗できないというような面も出てまいっているかと思ひます。

そういう意味の慣行の見直し、形式的な平等から実質的な平等への慣行の見直しということも含めていろいろな面で、そしてまた、最後は農協であり総合農協だ、農業であり協同組合でありまた総合経営だ。今、金融自由化の中で業態間の垣根が取り除かれるというようなことが進められておるわけでございますけれども、農協はもともと総合事業でございます。そういう総合農業協同組合、総合であり農業であり協同組合であるという原点に返つて、その原点をどうやってフルに生かしていくか、その中で、組合員農家の生活、営農を含めたトータルな相談機能を充実していく、あるいはまたいろいろな面での決済機能、これは機械化の問題なども絡んでまいりますが、あらゆる面における対応をやつていかなければいけないのではないかと思ひますし、私どもも、そういったあらゆる面で、お手伝いのできる限りにおいていろいろな環境整備なり指導もしてまいりたいと思ひておるところでございます。

○日野委員 私にはアメリカの農家の人といふところき合ひをしてきたことがございますが、彼らは経済雑誌、それもウィークリーマガジンといううなものをして一生懸命研究をして、チャートを書き込んで読み込みながら経営をやっているわけだす

ね。日本の農家でも、日本経済新聞なんというのをとっている農家は珍しくなくなつてきています。いろいろな経済情報、金融情報も日本の農家あたりまで入り込む、そして、それをきちんと読みこなせるだけの能力を今既に農家も持っているわけですね。そういう中でちよつと手を抜いたら、金融自由化の中で農協はお客さんをどんどん奪われてしまふ危険性が非常に強いと私は思ふのでございます。

こういう中で農協の体質も変わつていかなければならぬのでありましようし、いろいろな機能的な金融商品そのものも出さなければいけませんし、まさに指導事業なんかももっと強化していかなければいけないのだらうし、いろいろな要因があると思ひますので、そこらについての指導は、農協も自主的、自律的にいろいろやっておられると思ひますが、国、農水省がやれることはすべてやり尽くしていくことがこの金融自由化の波に抗していく大事なことでないかと私は思ふのであります。

ここではその希望だけを申し上げるわけでありませんが、私、どうにもならず気になつてしようがない、どうしようもないという問題点が二つあります。これは自由化の影響をもろにかぶつた場合どうなるのだらうかという心配と同時に、もう一つ、農林漁業そのものが、いずれも産業として構造的に下降線をたどりつつあるという気がしてならないわけですね。構造不況産業ではなからうかと思ひます。農業にしても漁業にしても、固定化した負債をいっぱい抱えておりまして、ここから抜け出す道をだれも今探り得ないという現状ではなからうか。こうなつてきますと、農協がどんなに頑張ろうと、農水省の方でいろいろのアドバイスをしようとして、農林漁業のこういう構造的な不況からの立ち直りを目指すことがどうしても必要になつてくるのではなからうかと思ひますが、その点はいかがでございませうか。

○後藤(康)政府委員 私の所管の範囲を超える大きな問題かと思ひますが、まず前段にお尋

ねのございました点につきましては、私どももやれることはあらゆることをやつていくというつもりで対応してまいりたいと思ひます。もちろん、系統の金融が健全に発展してまいりますための大きな一つの基盤は、農林水産業そのものの健全な発展がなければならぬというところは私も十分に認識いたしております。農林水産省として、構造不況産業という名前が当たるといふふうには私も必ずしも考えていないわけではございませうけれども、仮にもそういうふうなことが言われましても、一生懸命努力してまいりたいと思ひます。

○日野委員 今問題になつておる貯金保険制度は、ちゃんと機能していくならば、農協の預貯金についてある程度の安心感を与えるに足る制度であらうと思ふのです。そういう努力をしていながら、一方で、農民のこれからの農業の将来展望について悲観的な展望を与える材料が多過ぎるような気がいたします。

例えば今度のいわゆる前川レポート、略称して経構研報告といひますが、経構研レポートと言われるものが出されたりいたしておるわけでございませう。農林大臣、あなたも経済関係閣僚というところでこの経構研レポートについて深くかわりを持たざるを得ないわけでありませうけれども、どのようにお考えになつておられますか。このレポートでは農林水産業に対する注文が出ておる部分がございますが、いかがでございませうか。

○羽田国務大臣 経構研は、もう御案内のとおり、日本が貿易収支が大変大きな黒字を持つてきてしまつておるという現況の中で、日本の経済構造をもう一度見直し、そしてその中でそれぞれの分野においてどう対応したらいいのかということ、総理大臣の個人的な諮問機関という形で進められたわけでありませうけれども、しかし、総理の諮問機関でありますからこれが影響ないということとはなく、しかも、これが議論を進められる中で、昨日、こういったものを背景にして経済構造調整推進会議を内閣の中につくられてまして、これ

を進めることになつております。

経構研の報告は国際化時代にふさわしい農業政策の推進を提言しておるというところで、農政についても触れておるわけですが、この中で特にあれしておるわけでは、今後育成すべき担い手に焦点を当てた施策の集中あるいは重点化、これは農業政策というものをそういつたところにより張りをつけていくべきじゃないかという一つの指摘であらうと思ひますし、二番目は構造政策を促進助長する方向での価格政策の見直し、合理化ということ、三番目は内外価格差の縮小と市場アクセスの改善への努力ということでありまして、この提言内容そのものは今後の政策努力の方向として私どももまんざら理解できないものではないし、むしろ考えたり議論していかなければならぬ問題であるというふうな考えでおります。

ただ問題は、例えば内外価格差の縮小という問題一つをとらましても、私どもはコストを下げて内外価格差を少しでも縮小していこうということでも今日も努力しております。ところが、これだけ円高が進んでしまつてしまつたことになりまして逆にまたこの差が開いていってしまつたということ、これは本当にちよつと弱つたことだということ、これは本当に思ひますし、またそういうものを見ましたときに、この内容をあれいたしましたときに我々にとつて相当厳しい、また難しい指摘になつておるということ、これを率直に私どもも考えなければならぬと思つております。

そして内閣の方では、先ほど申し上げました推進会議がありませうけれども、それと同時に、これは総理みずから言われておりましたけれども、各関係の審議会、そういうところで調査審議を進めてもらつたというところでありますし、ちよつと私どもの方は農政審議会におきまして、我が国の農業を取り巻く内外の環境条件の変化、これは間違ひなくあるわけでございませうので、そういったものを踏まえて長期的視点からあすの農業のありべき姿というものを展望して、新しいビジョンというものを方向づけをしたいと思いますので今検

昭和六十一年四月二十三日

討をお願いいたしております。そういう中で、この経緯の提言というものも参考にして議論をしていただくということにしていることがいいんじゃないかと思っております。

○日野委員 大體総理の個人的な諮問機関というのが気に入らなくて、この点についての議論は随分行われておりますから私ここでよくと申し上げたんじゃないかと思っております。しかし、我々は選挙をされて、バジをつけてこの委員会の場に立ち、本会議の場に立ち、国政にあずかっている者には者としての一分がありますので、それをいかに総理が個人的に任命したかもしらぬけれども、そんな連中に頭越しにやられたらこれはかなわぬ話です。農水省は農水省で我々といろいろな話し合いをしながら一生懸命農業問題を考へていることも我々はよく知っておりますし、そういうところを頭越しに勝手にやられたら本当にかなわぬと思ひます。

それから、今大臣は、これは総理に対する義理立てもあるでしょうが、個々の内容についてはうなずけるところもあるようなお話もされました。私もこれを手元に持っております。これを讀んでみると、素人衆がお読みになったときにはすうと通るような内容に読めないわけではなない。しかし、現在どういことが農政をめぐって議論されてお、どうい方向が模索されているかということがちゃんと頭に入っている者の目から見れば、これはとげだらけ、いがだらけの内容になっているような感じがいたします。

例えば「徹底した構造改善を図る」ということは一体どういことなのか。今構造改善局長おいでになりませんけれども、私なんかも随分この場で構造改善問題についてはいろいろ議論をしてまいりました。構造改善問題がよそから見てなかなかかばかしく進まないような印象を与えるかもしれないが、それにはそれなりの理由があって、これは進まないわけでありまして、それが一つの日本の農業のあり方として健全なものを模索しているとも言えるのであります。それから「担い手

に焦点を当てて施策の集中・重点化を図る」とこうは言っていますけれども、これはそれだけ取り上げて見れば、中核農家の育成ということのかなというように読めば、無理してそうなんだよという解説をつけることもできるだろう。しかし、この報告書の全体の文脈の中で見れば、これは今のままでは手ぬるいのでございませう。そして「構造政策の推進を積極的に促進・助長する方向で」とつまりここでは今の農水省がやっていることは手ぬるいのでございませうとを言っているわけですね。「見直し・合理化を」と図れというのを言っている。それから「着実に輸入の拡大を」と図れ、こう

言っていますね。「国内市場の一層の開放に向けて」という文言もずっと並べられているわけでありまして、これを一読した人たちが、日本の経済を輸入型に切りかえていく、その中で農業も一つのターゲットに据えたもので、こういうふうな受け取り方をした、これもまたことに当然のところではないかというふうに思ふのです。

私は大臣に、これはこれで括弧に入れてどこかにしまっておいて、従来我々がここで議論してきた方向、これは思ひつきや何かで議論してきているんじゃないのです。一生懸命みんな苦労しながら、汗を流しながら、血を流しながら、こうやって関係者がみんなやっていっている方向、その方向で進む、これは賛成意見、反対意見含めてですよ。これが前川レポートのようなもので一つのプレッシャーを受けて、こっちの方向にのめり込むというこのないやうにひとつお願いしたい。その点いかがでしょう。

○羽田国務大臣 先ほど日野先生の方からも、ともかく今、農、林、水というのが構造不況の中で先の見通しもないじゃないか、そういうものに対して民間化してきます金融機関がどう対応するのかというお話がありましたけれども、私どもはずっと長いことこの構造政策を進めてきておる、しかし残念ですけれども、今まだ期待するところまで進んできておらないというのが現状であります。

して、本当にただこのままあれしますと、どうしても今先生から御指摘のあったようなことになっていってしまう。それでは農業も困りますし、それと同時に、日本の食糧というのきちんと安定して確保することができなくなる。国民に対して供給することもできなくなる。それと同時に、国土の保全も本当にできなくなるといふことで、私たちは現状というものを相当厳しく見詰めたが、その中でどうしたらいいのかというビジョンを示していかないと、農業者の皆さん方にもあるいは国民全体の皆様方にも納得していただくことができないであらうというふうに思っております。

そういう意味で、先ほど私は何も別に総理の方に対して御機嫌伺いのつもりで申し上げたんじゃなくて、一つの指摘というもので、この中で、本当に新しい時代の、しかもそれは将来希望のあるものも実はあるわけでありまして、そういう意味でそれに対応できるような担い手をやはりつくっていくかなければならない。多少私たちが気に入らないような指摘でも、それをうまく活用していく、これに思ひついていくことは考えなければいけないと思ひます。

ただ問題は、今御指摘がありましたように、この中に書かれているのを見たときに、一体本当にどんなことをもとにして言われているのか、これは率直に言っても私でも思う面があります。そういつた面については、むしろ今まで私たちの外に対する説明が不足しておつたのかな、またこういつたところの人たちに対しては、もういつた問題についてももっとと説明していかないかな、この経緯の背景にある国民の皆さん方にはもっとときとちゃんと御説明していかないと、誤解の中で、ひょっとと耳を傾けてみていかにいふことになると、ますますもって農、林、水に携わる人たちが非常に不安になっていってしまうということもありますので、私どもはそういう点を踏まえ、外部に対してはもっといろいろ

ろとよく理解いただけるような説明をすると同時に、またいろいろ問題に対してあるときには機敏にこたえていくこともそういつたことを促すことになるんじゃないかなと思っております。

いずれにしても、私どもとしても農林水産業というものが生々と発展できるような方向でこれをとらえていきたいというふうに考へております。

○日野委員 このレポートについては、出た以上全く無視ということはありませんでしようけれども、我々が今までじっくりと取り組んできた一つの方向というものは十分に大事にしながら、こういうものに流されることなく進めていく、こういうことはお約束いただけますか。

○羽田国務大臣 私どもは長い農政の歴史を振り返りながら、そしてその都度、時の大きな流れをとらまへながら国会でも決議をしましてまいりました。また皆様方と今日までずっと議論をしてきております。こういうものを踏まえて、新しい時代の農政をどう持っていくのかというのをこれからともどもに議論をして進めていきたいと思っております。

○日野委員 この問題をやっていまして、この問題だけで話題は尽きないのですが、制度の本来のところに入りたいと思ひます。

私もちょっと意外だったのです、不勉強だったのですが、この貯金保険の機構、そしてこの制度が今まで発動したことがなかったんだそうでございます。何でもそんなふうになったんだというところで御説明を伺つたら、いや何かそういう事故があった場合は円満に解決してきまして、こういうお答えなんです、その円満の手法というものをひとつ教えていただけないか。

○後藤(康)政府委員 この貯金保険制度が今まで貯払い停止で実際に保険金を支払うというところは、昭和四十八年に発足いたしましたから一度もございませぬが、これは実は、一般の金融機関に比へまして、農漁協につきましては系統組織といふこともありまして系統の中で相互援助制度とい

うものを持ってあります。それで、そういった貯
払い停止のおそれが生ずるといふような場合には
必要な資金を供給をいたしまして、そしてまた経
営の再建のための資金もそれに続いて供給をする
というふうな仕組みを整えまして、それによって
対応ができてまいりましたために、保険事故の発
生、保険金の支払いという事態には至らなかつ
た、こういうことでございます。

○日野委員 結局相互援助をやった、それはよろ
しゅうございましょう、それは協同組合のことで
ございましてそれをやりになることは結構
で、私も異存はないのですが、はてさてよく考
えるわけですね。じゃその損失を埋め合わせてい
ったお金というものは一体どこから出たのかとい
うことになりまして、これは余り円満な話でもな
い。結局、貯金保険でありますから保険料はちゃ
んと払うものは払っているわけでございますね。
それで、事故が起きたよ、そしたら保険の方
でちゃんと見てくれるのがこれは円満というも
のであって、そうでなくてどこかで相互援助でお互
いにやむやみにしてしまひましたでは、ちょっと
言葉は悪いですが、どこかで払って実際はこの貯
金保険の方のお金には手をつなかつたのでござ
いますというふうになりますと、私には余り円満
とも思えないのです。何で保険から出さなかつ
たのですか。余りお金もないことはよくわかりま
すよ。お金は本場に徴々たるもので、ちょっとし
た事故が起こればこれは全部バンクするくらい
のお金しかない、それはわかりますが、もうちょ
と誠意があつてよかつたのではないかとこの感じ
がするのですかね。

○後藤(康)政府委員 貯金保険で貯払い停止に對
して保険金を支払うというのは本場に伝家の宝刀
でございます。信用秩序の維持、そしてまた、金
融業務の中で、預金をする方が金融機関にお金を
預けて別に金融機関から担保をとっているわけ
ではございせん、これは預けるといふのは信
用に基づいて預けているわけでございます、
それを最終的に担保をするということござい

ます。

農水産業貯金保険機構につきましては六十年三
月末で二百十六億六千の準備金の積み立てはあ
るわけでございますが、今、単位組合でございま
しもある程度規模以上のもので一つそういう大き
な事故が起これば、それを全部保険金の支払いに
充てるというふうなことになると思います、これは
直ちにそのくらいの金額が吹っ飛んでしまふとい
うことにもなるわけでございますし、保険事故と
いふものは起きないのが一番幸せなわけござい
まして、それ以前に相互援助制度に基づきまして
信連等からの貸し付けが行われまして貯払いに支
障のないように措置をされてきた。そういった資
金面での手当てのほかにも、農協中央会等により
ますいろいろな健全経営のための指導というよう
なことも含めまして行政、系統が一体になった
再建指導をして、いわば保険の本格的な発動に
は今日まで至らなかつたということございま

それはだれが負担しているのかということにな
りますと、相互援助資金制度と申しまして、これ
は農協が一定の預金をそのための資金として信連
に預け、また信連が農林中央金庫に一定の資金を
預ける、そしてまた、損失が出た場合の補てんの
ためのお金も系統で準備をするということ、こ
の信用秩序の維持あるいは系統信用事業に對する
信用の確保のための負担を系統全体で負担してい
る、こういうふうな理解をしていただいてよろし
いのではないかと申しております。

○日野委員 抽象的な議論をしておりますもい
けせんから、具体的なケースに基づいてちょ
と教えていただきたいのですが、農協なんかの倒
産というのは割とあるのでございまして、これは
余り名譽な話じゃないのですが、私のところでも
実は杜鹿農協というものが倒産をいたしました。倒
産に至るといふのはこれまた余り結構なことじゃ
ないのですが、まともにやっております間に合
わなくなつたというのじゃなくて、不正融資が行
われてしまひまして、それで一挙に農協財政が破

綻をしたということでございます。これは緊急資
金貸し付けを相援の方から受けまして一億四千五
百万ばかりお借りをして、まだこれは残っている
だらうと思ひます。ここでは預金者の損失に對し
てどのような補が行われたかちょっと教えて
ください。

○後藤(康)政府委員 宮城県杜鹿農協につ
きましては、詳細は時間の関係で省略をいたしま
すけれども、先ほど来申し上げております相互援助
五十三年に発動をいたしました、そして県の中央
会からの人材派遣なりあるいは県それから農段階
の中央会、連合会が対策委員会を設けまして対策
を講じましてやつたわけでございますが、再建に
行き詰まりまして、五十五年に解散認可のやむな
きに至つたものでございまして、この間、
貯金等の払い戻しはすべて完了をいたしまして、
貯払い停止の事態には至つておらないわけござ
います。

相援の発動につきましては一定の金額を回収を
いたしております。残りにつきましては相互援助
積立金によります債務保証制度によりまして代位
弁済が行われまして、なお一定の金額が相援貸し
付けとして残つておる、こういう状態でございま
すが、貯金者の方々には御迷惑をかけないよう
にこの相援制度で対応をしたというふうな私ども承
知をいたしております。

○日野委員 預金者の方ですね、これもいろいろ
話し合いが行われまして、結局一〇〇%までは
払っていないのじゃありませんか。一〇〇%支
払つたんでしょか。

○後藤(康)政府委員 私どもが承知しておる限り
におきましては全部お支払いをしておるというふ
うに報告を受けております。

○日野委員 一〇〇%払つたかどうかといふのは
なかなか調べにくいところでございます、いろ
いろ和解が何かの手段をもちながらやつたはず
でございます。今こゝでそこを一つ一つ、水かけ
論みたいになつてもあれですけれども、これは間違
にかくえらひショックを与えたこと、これは間違

いないのです。

そして、私が何でこんなことを言うかといひま
す、こういった協同組合の信用事業とか共済事
業に對して組合員が金を出そうという気持ちにさ
せることが必要なんですけれども、こういう制度
があつても十分に機能し切れないでいるとい
うところに非常に大きな不安感を預金者、貯金者
に与えるんじゃないかという感じがいたします。私
さつきも言ひましたように、情報化社会でござ
いますから非常に情報が農民、漁民の中にも入り込
みます。そうすると、これはもうよそに預けた方
が得たわ、安心だわというふうな感じになつた
ら、これはもう預金も貯金も集まらなくなって
そうすると、協同組合関係の信用事業、共済事業
だけではなくて、経済事業に回されるべき資金も
非常に危機的な状況になつてきやしないか、こ
ういふことを心配するわけでございます。これか
ら、どうなんですか、こゝで新しい制度改正が行
われるわけでございますが、そこいらで、預金し
よう、貯金しようと思つておる人たちにこの制度
改正で十分安心でございましてと言へるものが提
供できるのでしょうか。

○後藤(康)政府委員 貯金保険なり預金保険につ
きましては、御案内のとおり一般金融機関と、農
水産業協同組合系統の信用事業につきましては協
同組合あるいはまた特に総合経営というふうな問
題がありますので、別建てになつておるわけござ
います、一般の保険機構の預金保険の限度の
アップ、あるいはまた業務機能を拡充をいたしま
して信用秩序維持のためにいわばそういう保険
事故の発生を未然に予防するところまで業
務を拡充するといふのと対応をいたしまして、私
ども今回のような改正を提出をいたしておるわ
けでございます。

なおかつ、農水産業の貯金保険につきま
しては、総合経営というふうな特性あるいはまた地
域をベースにした組合という特性、こういったもの
を踏まえた特殊性も織り込んだ内容になつてお
るわけでございます、保険事故については、これ

は実際に起こらないことが最も望ましいわけでございますけれども、今お話ございましたように、今後金融自由化の進展に伴いまして保険事故の発生の可能性ということも相対的には高まっております。ではないかという心配を私どもも持っております。すし、今回の制度改正を行いまし、相互援助の制度につきましても、機構からも資金援助ができるというところで相互援助そのものも強化されまると同時に、法律事項ではございませぬけれども保険金及び保険料の引き上げ等も行ふことを考えておりますので、そういうことによりまして貯金者保護なり信用秩序に対する信頼感という点ではかなり大きな一歩前進が図れるのではないかと、さうに考えているところでございます。

○日野委員 今の後藤局長のお話はよくわかるのですが、資金援助という新しい方法も取り入れられるわけですが、どっちにしても、責任準備金にしても運用益にしても借り入れを受けるにしても、そんなに大きな資金量はないわけ、これはまさに産業構造の中で農業が浮き上がってしまつて危機的な状況になる、自由化の波にこれは耐え切れないなというところになったら、そのときは大変な事態になるわけでありま。

そこまではない場合でも、資金援助はどのような基準に基づいて行いますよといううな基準の明確化というものが必要ではなからうかというふうに思ひます。この基準を明確化して恣意に流れないようにすることと同時に、基準を明確化してある程度の安心感を与えるということが必要であらうと思ひます。基準の明確化については考え方をお持ちですか。

○後藤(農)政府委員 当然、こういう全国を対象にいたします制度でございますので、私も行政の側といたしまして、また貯金保険機構にも運営委員会というものがございしますが、そういうところでの御議論も踏まえながら一定の基準を考えたい必要があるというふうに思っております。

「島村委員長代理退席、委員長着席」
私ども御提案申し上げております法案にござい

ますように、資金援助の対象としては、合併と狭い意味での信用事業再建措置というものがございまして、援助の方法といたしましては、相互援助制度を通じるものと、通じないで、農協合併をいしたます場合に破綻を来している組合を吸収合併する組合にやるものとございまして、その手法としては金銭贈与、債務保証等六種類のものがございまして、こういったものの組み合わせでどういふふうに行ふかというところにつきましましては、経営困難に陥つた原因なりあるいは当該組合の事業の見通しなり地域の特性、機構の財務に及ぼす影響等を勘案して具体的に個別に決まってくるわけでございますけれども、やはり適切な合併の相手がある場合には合併の方が効果的であらうというふうな当面の運用方針としては考えております。

ただ、実際問題として経営困難組合を吸収して合併をするという組合を見つづけることがなかなか難しいという場合も多いかと思ひますが、そういう場合に相互援助制度を通じて単独再建に対して援助をするという場合には、利子補給方式を用いますことが限られた資金の中で多額の貯払い資金を供給する上では有効ではないか。例えば一割の利子補給をやるといたしますと、十億の財源で一千億の資金が導入されることになるわけでございます。今申し上げましたようないろいろな要素によりまして、どういう援助の仕方、どういう再建の仕方をしていくかということについては細かな検討が必要でございますが、いずれにしても、も基準をできるだけ決めまして、公正な運営ができるような方向で考えてまいりたいというふうに思っております。

○日野委員 終わります。

○大石委員長 竹内猛君。

○竹内(猛)委員 農林中央金庫法並びに農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案に関する若干の質問をいたします。
まず最初に、農林中央金庫の理事長の森本理事長にお伺いいたします。

理事長は、現職におつきになられてからもう既にかなり御経験をされていと思ひますが、この間何が一番問題であったのか。何が問題であつて、それをどういふようにこれから進めていこうとするのか、そのことについて御所見を承りました。

○森本参考人 これもある程度の期間の経験のこととでございますので一概には申せませんが、私がやつてまいりました時期というのは、御案内のようになにが低成長になつてまいりまして資金の流れも非常に従来とは変わるといふような環境がございしました。それから、農林漁業、御案内のようになにがいろいろな事情からいって、一口に言いますと大変厳しい状態であるということがございしました。

また最近では、先ほど来いろいろ質疑を通じて問題になつておりましたように、金融環境、特に金融の自由化が進展するに、将来またその進展が予想される、こういう中でありまして、例えば系統金融、農協金融にいたしますれば、御案内のようになにが農家にあるいは農村に供給しておる資金のほとんど大部分が農協の窓口から農村、農家に流れておる、こういう状況であります。そういう意味からいいますと、農村、農家に対して非常に大きな役割、ある意味におきましては責任を持つておる組織であります。そういうものが、こういった激しい環境変化の中で一体十分やつていけるような体制をどう整えていくか、これが常時私の頭の中を去来している一番大きな課題でございます。

そのためには、単に農林中金ばかりではございませんで、先ほど来申し上げておりますように、系統三段階、体制を整えていかなければならぬ。また、いろいろな利用者のニーズに合うような機能なりサービスなどをどうやってやっていくか。あるいは大量の資金を預かりしているわけでありまして運用していくか、時々刻々変わります金融環境の中で、そういうことにつきまして日夜頭を悩

ましておるといふのが状況でございます。そういう意味におきましては、いろいろやらなければならぬことはございしますが、一つは、そういった情勢の変化に十分対応してやっているとだけの情報なり知識なり、またそれを処理するだけの能力のある役員、それを備えるということが一つでございますし、また、その役員員によつて運用される機能、こういうものを十分整えてまいるといふようなことも必要でございますし、いろいろそういう体制なり業務執行の各面について現在腐心をしておる、心を配つておるといふのが最近の私の心境でございます。

○竹内(猛)委員 それでは、農林大臣に伺います。十二年を経たこの農林中央金庫が、今度は市中銀行のような形でいろいろ制限というかそういうものが取り払われてくる、こういうような格好になるわけですが、この情勢の変化、それからこの新しい任務というもののについて、農林大臣としてはこれにどのような対応をされるかということについて総括的に伺ひたい。

○羽田国務大臣 今度の改正によりまして、いわゆる普通の市中金融機関ということではない、やはり本来の設立の目標、これは私は決して失われるものではないというふうに思っておりますし、またそうしなければならぬというふうに思っております。

ただ、問題といたしまして、やはりこういう金融が国際化していく、あるいは自由化されてくるという中でありまして、それに対応しなければいけないというところで、例えば小さな組合、こういったものが近隣のものと合併をしていくということになってまいります。そうしますと、いわゆる農協と組合員との関係というものが薄れていってしまふのじゃないかといううな実は心配もございします。そういったことなにかを、私も私どもとしてやはりどうあつてはならぬのであつて、例えば支所ですとかあるいは出張所、こういうものがあるわけでありまけれども、こういうものの機能

というものをやはり相当強化していく必要があらうというふうに思いますし、また組合員の意向、動向なんかにつきましても十分調査をするというようなことで、新しい時代の中でこのような制度の改変といえますか、今度の法改正をするわけでありませうけれども、そういう中にあつても、やはり基本的には農林水産業、これを発展させていく、この考え方は損なわれるものではないというふうに考えております。

○竹内(猛)委員 農協合併に関して、先ごろの本委員会議員立法で農協の合併の促進に対して決定をしたわけですが、現在四千三百三十三の農協がある。行政としては、市町村が三千二百五十三でありますから、まだ一町村に一組合という段階ではなくて、町村にもう少し組合の数は多いだろう。

私の茨城県の場合でも、九十二の市町村の中で百十三の農協があります。そういう中で、農協そのものが赤字になつていく農協が先ほどの話の中であるわけですが、機構といふかその中の金といふものは、今まで発動したことはないと言われるぐらいに、まず少ない。これを予定どおりの合併の方向に進めていくためには一体どういう手段と方法をとるのか、この点についてはひとつ明らかにしてもらいたい。

○後藤(康)政府委員 赤字農協の合併によりまして、その赤字農協の赤字をどう措置するのかというお尋ねかと存じますけれども、確かに御指摘のように、赤字農協の欠損金の発生を見ますと、小規模の農協あるいは山間地の農協といった経営基盤の弱い農協に発生する割合が統計上も高く出ております。合併によりまして規模拡大によって経営基盤が強化をされますので、合併後の農協におきましては、通常、合併に先立ちまして経営計画を立てまして、それによりまして赤字の計画的な解消を図ることになっているわけでございます。

しかし、現実には、赤字農協を対象とする合併の実現はなかなか困難な場合も多いということがございまして、今お話のございました、先般、当委員会でも御採択をいただきました四月一日から

施行されました合併助成法によりまして、被合併組合から引き継いだ繰越欠損金の損金算入の措置も認められましたので、これらの税制上の優遇措置についても活用するように指導をしてまいりたいと思つております。

それから、赤字ということと貯払い停止に至る、あるいはそのおそれがあるということとは必ずしもイコールではございません。収支と資金繰りというのはまた別でございまして、黒字倒産というふうなこともあるわけでございますが、今回の貯金保険法の改正によりまして設けられる資金援助業務、これによりまして、経営困難に陥つた農協を対象といたします合併につきましても保険機構からの援助が行われ得るという道も開かれるわけでございます。こういった合併助成法なり今回の貯金保険法の改正によりまして、この赤字農協の問題につきましても対応として一歩前進が図られ得るのではないかとこのように考えておるところでございます。

○竹内(猛)委員 助成法は三年間の期間でこれをやれという、そして四千三百のものを千六百やろという。そうすると、今のお話だと、山村僻地の活動の弱いところに赤字がある、この関係をどういうふうに考えていくのかどうか、もう一度お答えを願いたい。

○後藤(康)政府委員 農協合併のあり方の問題でございまして、昨年の全国農協中央会の会長のおきましては「農協合併の目標規模」というようなことで、貯金三百億、正組合員戸数三千戸というような数字も出ておるわけでございますけれども、特に市町村区域未満農協及び正組合員戸数一千戸未満農協の合併を強力に推進するということがなっております。しかし、これを機械的に全国一律に適用するということは、農協にもさまざまございまして、具体的には各県におきまして実情に即して合併目標規模等を設定する必要があるというところはこの答申の中でも述べられておりますし、県段階におきまして合併推進の方策を策定する

に当たりまして、地域の実情に即した部門別の目標事業量なり取り扱い体制並びに合併後の経営効率等も吟味した方策を策定するというところにされておるわけでございます。

私も農林水産省といたしまして、基本的には農村社会の活性化でありますとか金融自由化の進展というものに対応いたしまして合併の推進が重要な方策であると考えておるところでございますが、地域の実情等にも十分配慮しながら、小規模農協、とりわけ正組合員戸数一千戸未満の農協等の合併に重点を置いて指導を行いたいというふうに考えておるところでございます。

○竹内(猛)委員 農協合併の問題はそれぐらいにしまして、次の中金の問題に移りますが、六十年三月末の系統金融が三十六兆八千八百六十一億円集まっている。関連産業への貸し出しが七兆六千八百四十八億、運用が十兆七千七百九十八億というように、農林水産業よりも運用、特に証券方面に力が注がれている。この流れは正常とは言えないと思つております。本来農林水産業に活用されるべきものがその面に活用が鈍つて、農林水産業から他のものに移していくということは正常じゃない。この点については理事長、いかがですか。

○森本参考人 御指摘のように、農林中金の持つております資金の運用についての最近の状況は、所属団体なり系統団体、そういうところへ貸し出しをする割合が割合としては漸次少なくなつていく。最近では一〇％ないし一五％といったような状況に相なつております。したがって、今御指摘がございましたように、それ以外の分野への貸し付けあるいは有価証券への運用というものがかなり大きくなつてきております。

私どもの仕事としましては、一つは系統内部の調整といふか、ある地方で資金が余り、ある地方で資金が足りなくなる、あるいはある業種で余り、ある業種で足りなくなる、そういう業種間あるいは地域間の資金の調整、あるいは末端と申すところの、農協なり信連が貸し出しをしておりますが、それを補完する、そういった機能

能がございまして、その機能は十分果たしてまいらなければならぬと思つております。ただ、御案内のように、農協、信連、かなり資金が潤沢になつてきておりますから、私どもに対して資金を要求するのが漸次少なくなつてきておるといふ状況であります。しかし、そういった機能は、求められるものについては十分果たしておるといふふうに思つております。

もう一つの役目は、系統内部で資金調整をいたしました結果、その帳じりを外部の金融市場との間で調節をしていく。現在では系統内部の資金が余つておるわけでありまして外部に運用する。それは制度あるいは法律によつて与えられた範囲内で運用しておるわけでございますが、そういう運用をするということも私どもに与えられた重大な機能あるいは役目、こういうことになつております。その点についても私どもは精いっぱい努力をして、負担をされておりますところの資金を安全有利に運用する、またそれを通じて収益の還元を系統団体にするということをやつておるわけでございます。これも私どもの大きな役割だといふふうに思つております。

ただ、農林漁業の専門の金融機関あるいは系統団体の中央金融機関として今のような資金の配分で正常な状態であるかということになりますと、率直に言つて系統内に対する資金調整の割合というものがもつと多い姿がノーマルな姿ではないか。もちろんその割合が幾らか、その金額が幾らかというところは確定できませんけれども、そういった姿が正常な姿であるというふうな感じはいたします。

そこで、私どもとしましては、農村なり農家が持つておるところの資金需要に十分系統として今後抜かりなくこたえていくというふうなことは大いに努力をしなければならぬというふうに思つております。今系統の中で検討しております項目といたしまして、農業あるいは漁業に対する低利融資といふか、振興資金と仮に呼んでおりますが、そういうふうな特別の系統内部の要

庫の業務執行体制のあり方なりあるいは実際の業務執行の運営というのが非民主的である、あるいは

組合、銀行法とも、いずれも執行の意思決定機関として理事会、取締役会を設置をして、業務執

行・代表機関を理事会または取締役会によって決めている。今回の改正が、改正趣旨にあるとおり民間法人化の促進、徹底、こういう民間への移行という方向にあるとすれば、やはりひとり金庫の役員制度のみがこのように不徹底かつ不適当な民間金融機関としてのまことに奇形な形式をとるということはやはり腑に落ちない、こゝは民間金融機関の線に沿って修正をされるべきではないか、どうですか。

○後藤(康)政府委員 先ほど竹内先生と大臣との応答の中で、農林中央金庫が市中銀行化するというお尋ねに對しまして、大臣の方から、今回の法改正は自立化の原則に立って民間法人化をするということであつて、農林漁業の協同組織の全国金融機関としての専門金融機関としての性格は何ら変わらないものであるという趣旨のお答えを申し上げたと存じます。

私も、今度の政府出資の規定の、政府出資資格の削除に伴ひまして一定の規制緩和を行つたわけでございますが、これは市中銀行化するというようなものでは全くございませんで、農林中央金庫が従来持つておりました基本的な農林漁業全体を包括をいたします全国金融機関として、特別の法律に基づいて設立された単一の法人であるという性格には全く変更がないというふうに考へておりますことをもう一度申し上げさせていただきますと思います。

○竹内(猛)委員 先ほど申原委員からもお話があつたのですけれども、出資者が責任者になるということが正しい方向だと思ふのです。今回の役員制度は、理事の互選による理事長の選出を、どうして出資者代表が理事長に選出されないで、出資者ということになると、一般に役所から見る、これは視野が狭いじゃないか、どうも見晴らしがきかない、こういうような話も一部にはありますが、どうしても出資者の代表というものが責任ある地位につくということが大事だ、こういうぐあいに私たちは考へるわけで、それを抑えるために今のようになことをやったらと思へない

が、これはいかがですか。

○後藤(康)政府委員 農林中央金庫の役員選任につきましましては、出資者総会、具体的に総代会という形で進行しておりますが、こゝでの完全に自主的な選任ということに昭和三十六年以來なつておるわけでございまして、たまたまどういう前歴の方が理事なり副理事長なりあるいは理事長に選任をされるかというその過去の事実はあるうかと思ひますけれども、選任そのものは全く自主的に行われておるところでございます。

○竹内(猛)委員 次に、役員任期の問題についてちょっとお伺ひしたいのですが、現行の役員任期は理事長以下理事全員が四年、監事は三年ということになつてゐるが、今回これを理事長、副理事長は四年、理事は三年としたこの根拠はどこにありますか。

○後藤(康)政府委員 役員任期につきましては、業務執行なり経営の安定性というような観点からいたしましてある程度長期の者が望ましいという要請が一方にありますと同時に、他方では、総代会あるいはまた一般の株式会社等で申しますれば株主総会というところまで業務執行に当たつておられます者の業績を評価する機会をより多くするという意味では、むしろ余り長きにわたらずに頻りにそういう機会を与える方がいいという二つの要請をどこで調和をさせるかという問題であらうかと思ひます。

○竹内(猛)委員 先ほど申原委員からもお話があつたのですけれども、出資者が責任者になるということが正しい方向だと思ふのです。今回の役員制度は、理事の互選による理事長の選出を、どうして出資者代表が理事長に選出されないで、出資者ということになると、一般に役所から見る、これは視野が狭いじゃないか、どうも見晴らしがきかない、こういうような話も一部にはありますが、どうしても出資者の代表というものが責任ある地位につくということが大事だ、こういうぐあいに私たちは考へるわけで、それを抑えるために今のようになことをやったらと思へない

は総裁、副総裁の任期に對しまして、それは長期的な観点からの経営の、事業運営の安定性ということ考へ、それ以外の理事については原則二年という方向も打ち出されておるところでございます。ただ、農業協同組合法の世界におきましては一般的には理事は三年ということになつておりますので、そういったことも考慮いたしまして理事の任期を三年としたわけでござい

○竹内(猛)委員 同じ農協法によつて、農協法という農協の枠の中でのいろいろな仕事をしておる者が、ある者は任期が四年、ある者は三年、ある者は二年というような、そういうことはおかしいんじゃないですか。金庫の理事長、副理事長及び理事の任期は第六次法改正、昭和三十六年のときに五年が四年になつた。五年というのは大体長過ぎる。もう五年もやつていれば品定めができるんだから。一期やればいいのに、大体皆さん立派な方だから年をどうの言ひわけじゃないけれども、みんな二期ぐらいやつて、十年、八年という長い間やつておるから、こういうことで五年が四年になり、役員任期の統一を図るためには補欠の任期も前任者の残任期間に改めたのでありますが、今回それをまたあえて四年と三年に区別したのはどういふ理由でそういうことをやつたのか。まあいろいろ系統の中からもこれはおかしいじゃないかという御意見も随分あつたけれども、内部からやはりこういうふうにしてくれという強い要望があつたということですが、これはどうして私たちが腑に落ちないところでありませう。

○後藤(康)政府委員 ただいまの御質問には先ほど既に答えを申し上げてあるというふうに私考へております。

○竹内(猛)委員 今の答弁は、これはちつと受け取れない。不親切だ。

○後藤(康)政府委員 それではもう一度申し上げます。

先ほど申し上げましたように、こういった組織の業務執行に当たります者の任期を考えます場合

に、一つは長期的な観点から経営の安定を圖つてまいるという要請と、もう一つは、出資者なり所屬団体なりあるいは株主といったような方々から業績について評価なりチェックを受ける機会をなるべく多くした方がいいという二つの要請をどういうふうに兼ね合わせるかということ考へられるべき問題だと思つておるわけでござい

○竹内(猛)委員 どうしてもこれはかみ合わないし、理解ができないから、この問題は後の質問者の方へ譲つて、僕はもう時間がなから、せつかく建設省や国土庁に來ていただいたし、その他の問題についても触れたいわけです。

この前の委員会のときにも申し上げたが、農林中金なりあるいは信連の金を借りてゐるのは、多くは、困つてゐるのは北海道、東北、北関東、南九州の方面の畜産農家が多いですね。行政の方針としては大型化をやれ、そして生産力を高めよう、こういうことで補助から融資へという方向をとつてきた。そのために各地区では規模拡大をしてまいりましたが、今三月の畜産物の価格の決定のときにもわかるように、加工原料乳は三円九十銭の引き下げ諮問をして、いろいろな動きの中で

二円五十銭が事実上引き下げられた。豚の価格の場合には六百元が五百円台になり、鶏卵の場合には去年の六月の社会党、公明党、民社党、また別に共産党からの法案の提起もあり、農林省の方の通達による調査があつて、一定の価格を保つてきたわけだ。

しかし、その調査の中で、今増羽の数がどんどん出てきて、やがてひなが産卵をするようになる。この秋ごろには価格が暴落するのじゃないか、こういう心配が出てきて、やはり法律でやらなければだめだ。需給安定の協議会もある、豚にもそういう協議会をつくつてある、それから酪農もそういうふうによつて、自分の経営は自分で守るためにそれぞれが委員会をつくつてやつていて、けれども、景気のいいときにはどんどんふやして、それが結局はまた自分のところに返つてくる。確かに豚なんかには畜産振興事業団もあるし、差額関税制度もある、けれどもなかなか活用できない、こういうような状態でありまして、特に養鶏の場合には今野党が法律を出して、そしてともかく需給と価格の安定をしようじゃないか、こういうように努力をしているときだけに、これからどうされようとしているのか、もう暴落するのは明らかなんです。そしてしかも、やみ増羽ということが相当の量にふえていることも事実だ。この点についてだけお答えを願いたいと思います。

あと国土庁、建設省の皆さんには、大変恐縮だが、今の役員人事の問題でどうも時間をとり過ぎてしまつて、質問ができなくなつてしまつて申しわけない。

○大坪(敏)政府委員 最近の鶏卵の状況でございます。まず価格面で見ますと、これまで低迷を続けておつたわけでございますが、昨年六月以降は回復基調に入つたといふことでございますが、この四月に入りまして価格が三百円を割るという事態になつております。これは主として季節変動によるものでございまして、例年に比べますとお高い水準にあるといふふうに考えているわけ

でございます。

ただ、先生御指摘の、最近におけるえつけ羽数の増といふことは、確かにそういう状況があるわけでございますので、私もこれについては懸念いたしておるわけでございます。三月に開催されました鶏卵の需給調整協議会におきましても、ひなえつけ羽数を対前年比一〇〇%以内におさめるようにといふことで強く指導した次第でございます。

そこで、私も養鶏に関しましては、やはり潜在的な過剰生産基調があるわけでございますので、昨年七月に通達いたしました計画生産の改善強化策に基づきまして各農家の対策を講じてまいりたい、かように考えているわけでございます。

ただ、先生の御指摘ございました鶏卵の需給安定のための法制化の問題につきましては、かねてからの先生の御意見は承つては、かねてから、貴重な御意見といつて受けておいて、我々が国の養鶏業がこれまで専ら自助努力で発展を遂げてまいつたという経緯もございますし、法律で強制するよりも、あくまでも行政指導の一層の強化を図りながら生産者による自主的な調整活動を助長していく、さらにまた、卵価安定基金制度なり配合飼料価格安定基金制度等々とも調整を図っていく、さらにまた、最近の養鶏の実態から見まして、大規模層をも取り込んだような、そういった組織体制の整備を今後考えていきたい、そういうことを通じまして対処していくことがより現実的ではないかといふふうに考えている次第でございます。

なお、法制化自体につきましては独禁法等、他の法令との関係でいろいろ問題があると考えておりますけれども、現在養鶏協会等養鶏の関係の団体におきましていろいろな検討が進められておると承知しておりますので、私どももそういう御意見には謙虚に耳を傾けながら今後の対策につきましては万全を期していきたい、かように考えております。

○竹内(猛)委員 最後に局長に要請しますけれども、やみ業者に対する二つの基金からの除外といふこの通達の第二項目を実施をしてもらいたい、そのことについて検査をしてほしい、以上申し上げて終わります。

○大石委員 午後一時半から再開することとし、暫時休憩いたします。

○辻(一)委員 今大臣もちょっと触れたのですが、臨調が五十八年三月の答申で、農林中央金庫について民間法人化を要するものとして指摘をしております。今回民間法人化を指摘された法人の中で、最も実態的に民間法人に近い、そういう性格を持つていふふうに見られたと思うのですが、臨調はどういうふうな判断基準でこれを行ったものか、これについて若干伺いたいと思います。

午後一時三十分開議

○後藤(康)政府委員 臨調答申で申します民間法人化といふのは、特殊法人につきまして、社会、経済情勢の変化に対応して的確な改革を進めますために、民間の活動にゆだねても差し支えないものについて、いわば政府資金等に依存する体質から脱却をしまして、自立的に経営し得るよう業務組織を整備することとされております。

午後一時三十分開議

○羽田国務大臣 今回の改正は、まさに臨調の答申を踏まえまして、新しい時代に対応するために簡素化するということが一番のあれであり、また監督、規制、こういったものについてもある程度緩和していくということにあるといふふうに思っております。

○辻(一)委員 午後一時半から再開することとし、暫時休憩いたします。

○辻(一)委員 午後一時半から再開することとし、暫時休憩いたします。

○辻(一)委員 午後一時半から再開することとし、暫時休憩いたします。

○辻(一)委員 午後一時半から再開することとし、暫時休憩いたします。

○辻(一)委員 午後一時半から再開することとし、暫時休憩いたします。

○辻(一)委員 午後一時半から再開することとし、暫時休憩いたします。

よって、この法人としての性格が変わることになると思ひます。

まず一つは、どういふ性格の法人になるのか、それから、今大臣から答弁がありました、基本的な性格を維持しつつ民間法人化を図る、こうされておりますが、この農林中央金庫の使命、役割等々に何らかの変化をもたらすことになるのか、あるいはそれはしないのか、そこらについて伺ひたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 今申し上げましたように、これまでも農林中央金庫は組織、運営面で産業組合法を大に準用する等、協同組合的な金融機関としての性格を有しておたわけでございまして、

が、今回の改正によりまして、政府の出資資格者の廃止、それから、総務庁設置法に基づきます特殊法人に関する審査、調査等に関する規定の適用対象から除外をするということのほかに、民間の金融機関の立法例に倣ひまして、資本金、登記、準備金、配当、監督命令、罰則等の規定の整備をやろうとしてゐるわけでございまして、この結果、農林中央金庫は特殊法人としての性格から脱却をして、協同組合的な原則により運営をされる特別の法律に基づいて設立された法人として扱われるものと考えております。

それから、農林中央金庫の本来の使命、役割という点におきましては、今回、農林水産業なり農山漁村の環境の変化、また、金融自由化等の進展に伴います所屬団体のニーズあるいは国民経済のニーズに対応する業務規定の整備は行つておりますが、農林漁業の協同組合を基本構成員とする全国金融機関としての使命なり役割というものについては、基本的には何ら変わるところがないというふうな考へておるわけでございまして、またそのようなものとして今回の法改正の規定も作成をいたしておるところでございます。

○辻(一)委員 そうすれば、農林中金は特殊法人から本来的な協同組合の性格を持つ方に法人としての性格が変わっていくということ、それからもう一つは、基本的にはこの中金自体が持つ使命と

いうものには変わりはない、こういうものを発展的に考へていく、こう理解していいですか。

○後藤(康)政府委員 基本的には、性格、使命に変わるところはないという御理解で結構だと存じます。

○辻(一)委員 そこで、次に伺ひたいのは、制度上民間組織になることから、政府の監督、規制等金庫に対する関与の度合いは相対的に弱まってくるべきであると思ひますが、今回の改正でどの程度自主性を認めることになるのか、そこらの見解をひとつ伺ひたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 考え方としては、民間法人化するのに伴ひまして、例えば剰余金の処分、認可の廃止をいたしますとかあるいは資本金に関する規定の仕方を改めるとか、他の金融関係の法令などを参考にいたしまして規制のあり方につきましても緩和を図つておるところでございまして、ただ、基本的な性格が変わらないというところでございまして、いろいろな業務運営の上で、農林水産業関係の協同組織の頂点に立つ全国金融機関としての性格、それを維持するために必要な主務大臣の監督なり規制という点につきましまして、農林中央金庫の特殊性という意味合いにおきまして、他の金融機関にはない規制も当然のことながら残るといふことになるわけでござい

ます。

○辻(一)委員 もう一つそれに関連して伺ひたいのですが、これから民間法人になつていくとすると、金庫経営の自己責任の原則の「層の強化、徹底が求められる」と思ふのですが、こういうものに対して政府としてどういふ方向で指導しようとするのか、これらについてひとつ伺ひたい。

○後藤(康)政府委員 先ほど申し上げましたように、これまで、昭和三十四年に政府出資がなくなりましてから民間法人的な自主性のある運営をするように実態的にはなつてまいりてきておるわけでございまして、今までは制度上政府出資の規定がございましたから、万が一のことがあつた場合には政府がまた出資をするという可能性も

制度上は開かれておたわけでございすけれども、今回それを削除するということになりますので、いわば自分の足で立つと申しますか、自立化の原則に立つて業務運営をやつてまいるといふことでございす。

実態面でも申しますと先ほど申し上げましたような従来の運営がなされておるわけでございすけれども、これを契機に、私どももこの自立化の原則に立つた、民間法人化した農林中金というものを念頭に置きまして必要な監督を行つてい

く。

この際どこが革命的に変わるのかという点につきましては、今度の法改正で具体的に列挙されておりますような監督関係の変化ということ以外に直ちに大きく変わるということはないわけでございすけれども、民間法人化したということとを踏まえて、私どもも、中金との関係において指導監督をしてまいらる立場で、それを念頭に置いてやつていく必要があると思つております。

○辻(一)委員 今お話しのとおり、総務庁の審査権も今度は外されるということになつてゐるわけですね。ただ、国の委任または補助に係る業務の実施状況についてはなお権限を留保されてゐる、こうあります。しかし、金庫については大蔵大臣と農林水産大臣の主務大臣としての監督がある、こういう点から、これで十分じゃないかという考へ方もありますが、これについてどうお考へになりますか。

○後藤(康)政府委員 確かにそういう考へ方も一つの考へ方としてあり得るかもしれませんが、行政監察と申しますのは、農林中央金庫の主務大臣というところで申せば農林水産大臣、大蔵大臣が主務大臣であるわけでございすけれども、それぞれ各行政機関が分掌してやつております仕事の内容なり執行状況につきまして行政部内で第三者的な立場からやるといふのが行政監察の趣旨でございすし、そのことを通じまして行政の制度運営の全般的な改善の推進でありますとか総合調整をさらに強化するといふことをねらいとい

たしたものでございすので、主務大臣の監督権限というのとはちよつと性格の違うものでございす。

今回、国の委任または補助に係る業務の行政監察についてだけは総務庁の権限が残つてゐるわけでございすますが、この権限は、特殊法人であるとか否とを問はず、他の法人にも一律に国の委任または補助に係る業務をやつております場合には対象になるものでございすので、これは農林中央金庫だけを対象外にするといふことは制度上難しいといふことで、今御提案申し上げてゐるような条文中で結構ではないかと私ども考へておるところでございす。

○辻(一)委員 中金法を改正されて特殊法人から民間法人になる、こういう場合に、一般的な意味の銀行の仕事が業務の拡大として非常にふえていくと思ふのですが、銀行への一般化といふか一般的な銀行化といふことが内容として考えられますが、銀行と違ふ点というのは、特殊法人から民間法人になつた場合にどれくらいのとこが一番違ふのか、それをひとつ伺ひたい。

○後藤(康)政府委員 まず、農林中央金庫は、先ほど申し上げましたような専門金融機関としての性格を持ち、構成してあります協同組合等への金融上の便宜の供与を第一義的な使命にしておりますので、広く国民一般を対象にしております銀行と比べますと、おのおの業務の対象に制限があることは当然の制約でございす。

単に業務自体だけを比較いたしますと、銀行が行い得る業務のうち、定期預金の受け入れ、信託業務、それから金銭の収納その他金銭に係る事務の取り扱い一般というふうなものは、農林中央金庫においてはなし得ないものでございす。しかし、実際上銀行は定期預金は抑制的に取り扱つてゐるところでございすし、信託業務につきましても、もう御案内のとおり信託分離政策というものがございまして信託銀行のみに認められてゐるといふのが実態でございすし、金銭の収納なりにつきましては、農林中央金庫につきまし

ては株式の払込金等の取り扱いあるいは公益事業法人の業務代理というところで行い得ますところから、実態的には余り大きな差はない、ほとんど差はないとお考えいただいてよろしいかと思ひます。

ただ、業務の範囲は別にいたしましたし、所属団体というものを対する金融サービスを最優先にする、それを防がない範囲内で、例えば関連産業貸し出しとか、農林水産業のいろいろな発達のための施設を行う法人に対する貸し付けをやるとか、そういう意味での相手方の制限と申しますのはこれは農林中央金庫の基本的な性格としてある。業務そのものの範囲としては実態上ほとんど差はないというふうに御理解をいただいたらいかがかと思ひます。

○辻(一)委員 実態的に言えば、銀行とこれから変わっていく民間法人中金との中身は余り差がない、こういう御答弁ですね。

それで、その中で、都市の銀行しか認めていなかった社債の受託業務を認めているということ、非居住者、海外からの預金の受け入れを認めているという点、この点は利用者のニーズにこたえるという点からいえば必要なことだけれども、またその農林中央金庫としての性格上からいって、これを越える懸念はないのかどうか、そこらの御見解をちょっと伺いたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 二点のお尋ねでございますが、まず、社債等の募集の受託業務及び担保附社債信託業務につきましては、近年農林中央金庫の貸出先でございいます関連産業法人等の資金調達の方法が多様化したという事から、従来の金融機関から借り入れるという事から、御案内のとおり最近では社債の発行でございいますと株式の時価発行でございいますとか、そういったことによる調達が増大する傾向にございいます。農林中央金庫に對しましても、社債の募集の受託業務なり担保附社債信託業務の要請が高まってきたというわけでございます。

こういって社債を出しますような場合には、メインになっておりますような金融機関にそうい

う業務を委託をするということが通常多いわけでございますが、農林中央金庫の貸し出しの対象になつていて、そういうところが社債を発行するというような場合にその要請にこたえられないという事になりますと、やはり貸出業務の維持なり円滑化にも支障が生じるという事になることがございいますので、こういった要請にこたえるために、貸出先のためにこの業務を行ひ得るようになるという意味合いでございいます。

それから、非居住者からの預金の受け入れにつきましては、近年やはり所属団体または関連産業法人等の取引先におきまして、取引の関係の国際化という事になることがかなり進んでまいつてきております。そのために外貨資金のニーズが大きくなつてきておりました、この傾向は恐らく今後一層顕著になるだろうというふうに見込まれておりますので、農林中央金庫におきまして、これらのニーズにこたえますために、為替リスク等の不安定な外貨調達手段として、非居住者からの預金を受け入れ得るようになりたいというものでございいます。

こういって業務の今後の実施に当たりましては、農林中央金庫の基本的な性格というもののから逸脱をしないように、私どもの方といたしましても留意しながら指導もしてまいりたいというふう

に思つておるところでございいます。

○辻(一)委員 二、三伺つた点からすれば、この特殊法人から民間法人に切りかわつていく、そのための政府の監督権限等々も緩和をされて民間法人に大体近くなつてきた。それから、業務の内容を見て、これも一般の銀行に非常に近づいてきている。

これらを見ると、私は、さつき午前中から論議があつたけれども、やはり農林中金がこういう基本的性格を保ちながら発展してくる中で、一つ前の影を残しているのは、今さつき午前中論議をされた役員を選び方という問題ですね。理事長、副

理事長は四年で、理事三年という、ほかはかなり民主化されて、そして民間の性格をだんだんと強

めてきたにもかかわらず、残されたそこだけはどうしても農林中金の出発点の影をまだ背負っているように感じますが、この点いかがですか。

○後藤(康)政府委員 この任期の問題でございすけれども、役員は任期につきまして一般的に申しますと、経営安定という観点から業務への専念を考慮してできるだけ任期は長期なものが望ましいという要請と、それから、業務執行に当たりましては所属団体の意向をよりよく反映させるために業務執行担当者との信頼を問う機会を多くする、逆に申せば任期は短くするという二つの要請のバランスをどうとるかという問題だというふう

に考えられておりますが、農林中央金庫の役員の場合、理事長、副理事長、理事、監事それぞれ職務が異なつておりますので、業務運営のなめの地位にある理事長、副理事長は従来どおり、この厳しい金融環境に対処して中長期的に経営の安定を確保していくということからあえて任期の変更はいたしませんで四年としておりますが、理事につきましては、業務担当者としてその業績を定期的に評価をして経営の活性化に資するということ、その任期を一年縮めるということにいたしましたわけでございいます。

任期の考え方につきましては、完全に民間の株式会社というふうなことで商法で考えますと二年というふうなことになるわけでございすけれども、御案内のとおり、たしか商法の昭和二十五年の改正だつたと思ひますが、そのときに株主総会の信任を問う機会を多くするというようなことで、たしか三年から二年に商法の世界では取締役の任期を縮めて今日に至つておると思ひます。それに對しまして、同じころ、昭和二十六年であつたと思ひますが、農業協同組合法の改正が行われまして、そのときに、むしろ農協につきまして経営の安定を重視するという観点から二年から三年というふう

に逆に延ばしたというふうなことがございすので、従来のそういう法制的な流れから申しますと、どちらかという経営の安定という

ようなことが農業協同組合の場合は重視をされてきたというふうな経過がございす。

それで、もっと信任の機会をふやして二年にするというふうな意見もございすけれども、やはり農業協同組合と密接な関係にございす農林中央金庫でございすので、どんなに短くしてもやはり理事三年という事で、厳しい環境の中で理事長、副理事長につきましてはそのかなめにある者として現行の四年を維持した。いろいろ議論が途中経過で率直に申しましてございすし、私もいろいろなことを考えました。その結論がこういうことになつてまいりました。御提案を申し上げておるところでございます。

○辻(一)委員 私も、一連のこの改正の順序を追ひながら初めからずっと見れば、そういう意味では民主化もしている、前進もしていると思ひます。評価します。ただ、今言われるように、職務とか権限が違つて任期が違つていくものもなかなか一般的にいろいろと理解しにくい点があるし、それから、全体で民主的に執行体制をとっていくというには、やはり合議によって連帯の責任を持つ、こういうのが一つの大事な点であらうと思ひます。

ところが、理事長、副理事長は四年任期で、これは最高の責任者で間違いないですね。しかし、あとは期間としては三年任期で補助的な性格がかなり強い、こういう点は、本当にこれから役員

の選び方においてもさらに民主的な形を進展させていくという方向からすれば、まだ昔の、発足当時の影を背負つてゐる、私はこういう感じがします。これは将来検討すべきものじゃないかと思ひますが、大臣、これは金融の面からいってどうお考えになりますか。

○後藤(康)政府委員 私どもいろいろ検討をいたしまして、その結果、これが最善の案だということで御提案を申し上げておりますので、現段階におきましてはこれが最善のものであるというふう

に考えております。

ただ、金融情勢その他系統金融をめぐるいろいろな諸事情というのも非常にこれから激動してま

いるであらうと思ひますので、そういったことによりまして現在我々が考へておりますいろいろな考慮要件というものがあるに大きく変わつてくるというふうな事態が生じた場合には、それなりのまた制度の見直しということが必要になることではないと言へない、未来永劫これに常にベクトルであるということまで申し上げるべき筋合いのことではないと私も考へております。

○辻(一)委員 憲法論にたいし、それは未来永劫問題があれば変わるの何で同じだと思ひます。

ちよつと理事長に直接伺うのはどうかと思ひますが、参考にお伺ひしたいのです。

さつき申し上げたように、確かに農林中金は政府の任命制から出発して、そこから見れば随分民主化もされたし、それから、今日の金融全般の状況の中で当然内容も変化すべきであるし、それにふさわしい形で前進してゐると思ひます。しかし、そういうものを背景にした役員選出もまたさらに民主化されていくべきであると思ひし、今百点の中で何点ぐらいになつてゐるのか、ちよつと私は評価し兼ねますが、合格点であれば、さらに満点の方に近づいたためにおここの問題は将来考へてみる必要があるのじやないかと思ひます。これは理事長、いかがでしょうか。

○森本参考人 今お話がございましたように、農林中金の過去の六十年の歴史からいいますと、役員の制度につきましてもかなり民主的な方向に来ておると思ひます。また、制度ももちろんそうでありますが、実際の役員のあり方といふことも運営といふことも、そういう面におきましても、私ども、系統団体の意向に沿つて仕事をすること、意味では日常大変気を使つておるということでありまして、率直に言ひまして、系統団体の意向に沿つて運営するという意味では、私は執行者として大変気を使つて配慮してゐる、また全役員もそういう形になつておると思ひます。

もちろん、役員制度のあり方につきましても系統の中におきましてもいろいろな議論がございます。

す。しかし、私も、今回農林中金法が改正されるという機会にどういふふうな内容を盛つてもらいたいかというのを政府に対して要請いたしました。それは機能の面もございまして、いろいろな項目がございまして、役員制度につきましても、副理事長、理事の選任につきましても今までは総代会の同意を得て理事長が任命をしておつた、それを総代会の選任ということにしてみたいといふ、そういう一点に絞つて御要請を申し上げたいということになつております。

○辻(一)委員 今までに比べればそれなりの前進は確かにあつたと思ひますが、なお将来、いろいろな問題の中で考へるべき点は考へていつていただきたいと思ひます。

そこで、農村、農業内に資金をどんどん需要する力といふことが方向がどんどん強くなれば心配はないのですが、なかなか農林漁業内に十分資金を生かし切れない。そうすれば、上に上げて、中金にお金が上がつてくる、員外活用を考へざるを得ない、今こういう傾向になつておりますが、さりとてそれが余り進んでも、員外への、員外への利用といふことが、その面が余りにも大きくなつていけばまた中金本来の性格からも外れかねない、なかなか難しさがあつます。

そこらのかじ取りといふことは、全般の方針として、中で十分生かすと同時にまた外にも生かす必要もありまして、余り過ぎればこれは中金自体の性格から外れる、そこらのかじ取り、兼ね合いが非常に難しいと思ひますが、大臣、これらについて考へを一言お伺ひしたい。

○羽田国務大臣 今度の改正をいたしますけれども、先ほども申し上げましたように、これは確かに何といつても所屬といふことが、これを支えております農林水産、こういふものを中心にしていくことが基本であらうと思つております。

そういうことで、私もとしましてもこれからも態度ある態度でこの機関が運営されていくように十分見守つていきたいと思つております。

○辻(一)委員 中金はこういうようにして性格が

民間法人へと前進をしていく。

ところで、系統農協には三段階の金融機関があるわけですが、これらもこれから中で生かせなければ上へ上げていくというだけでもいかなくなると思ひし、そこらの系統金融三段階に対する指導というものを政府としてどのように考へていらつしやるか、お伺ひしたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 確かに御指摘のように金融自由化が本格的に進んでゐる、あるいは他の金融機関との競争がますます激しくなつてまいるといふ中で、系統信用事業三段階それぞれの機能を十分に發揮しながら、各段階の一体的な業務運営体制を強化することが大事だと思つております。

私も農林水産省として、系統組織と連絡を密にしなから、金融自由化の進展等の情勢変化に系統信用事業が円滑に対応し、健全な展開が図られるよう努めてまいりたいと思つて、指導等の面でも努めてまいりたいと思つております。

また同時に、きょう午前中に森本理事長からもお話がございましたように、系統資金を農林水産業の発展に資するように効率的に活用いたしますために、系統の内部におきましても、要綱融資等の形で、優遇した貸出制度につきましても、現在もある程度実施をしておりますけれども、そういうものの整備の問題でございまして、貸付審査体制の整備も含めまして、三段階それぞれにおいて、できるだけ傘下の組合なりあるいは農林漁業者が資金を活用できるような努力といふことを系統の方でも今お考へをいただいているようでございますが、そういうことも私どものいろいろな政策的な手段といふものでお力添えのできるところは力添えをしながら、それぞれの段階での業務機能を充実してまいりたいと思ひます。信連などのレベルでも、一定の体制が整つてまいりますのを見きわめながら、いろいろ資金の運用につきましても規制緩和といふようなことも、これまでも進めてまいつておりますし、これからは実態に即して関係方面とも協議をしながら取り進めてまいりたいと思ひます。

い、そういうふうな考へております。

○辻(一)委員 時間が余り多くないので詳しくは聞けませんが、農協もなかなか大変だと思ひますが、特に今、漁協、漁村の経済も非常に厳しい状況にあつて、相当な借金を抱えてなかなか大変だと思ひます。しかも漁村の場合には、漁協の信用事業といふのは非常に規模が小さく、しかもまた暮らしにも非常に結びついてゐるというので、これからの漁協の信用事業といふものを、金融自由化といふ波の中でどう守つて育ていくかといふ非常に難しいときにあると思ひます。余り具体的に聞く時間が無いので恐縮ですが、これについてどう考へていられるかといふことをひとつお伺ひしたい。

○佐野(安)政府委員 お答えいたします。

漁協は、販売、購買、信用等各種の事業を通じて、組合員たる漁業者の事業及び生活を支え、また、地域漁業のかねともしも機能を果たしているわけでありまして、

その中で、漁協の営んでおります信用事業といふのは、漁業者の漁業活動と生活に必要な資金の融通とか貯金業務を行つておりました、地域社会の中で中核的な金融機関としての役割を果たしているといふことで、私もその重要性は高く評価しているわけでありまして、近年におきまして漁業経営が大変不振な場合が多くて、貸し倒れが発生するとか固定化債権が増大するとか、そういうことで漁協の経営は総じて難しい状態になつてきております。今先生御指摘のように、金融自由化の波に洗われる場合の抵抗力もいろいろな金融機関の中で最も脆弱な部分に属するものと認識いたしております。

したがひまして、私もとしましては漁協の経営基盤を強化して、事業運営の合理化、適正化、そういうことをやっていかなければいけないわけでありまして、何しろ手足もございせんので、都道府県を通じてそういう指導を強化してまいりたいと思つております。特に六十年から、漁協系統の自主的な努力を前提にいたしまして、不振漁協の経

営再建と信用事業の実施体制の整備、信用事業運営面での改善合理化、これらのことを内容とした漁協信用事業整備強化対策というのを実施いたしておりました。そういう仕事を通じて漁協の信用事業の体質を強化してまいりたいと考えておる次第でございます。

○辻(一)委員 長官に、ではまとめて二点お尋ねしますが、今燃油の価格がかなり大きな変化をしてきたので、この点は漁村にとっては燃費が非常に高いという点から一つのプラスの点になろうと思ひますが、それにしても、今まで多くの融資を受け借金を抱えて、漁業信用基金協会の代位弁済事故が非常にふえてきている、保険金の支払い増加によって中小漁業融資保証保険収支が非常に悪くなつて機能が低下をする、こういう中で、中央漁業信用基金に對して、あるいは漁業信用基金協等について、ここがもうちょっと強化をされないと、もう地方の方では代位弁済の限界があつてどうにもならないという問題が出ておると思うのです。政府の方は毎年いろいろな形で助成金や基金の増加等々で努力されておるとは思ひますが、これについてこれからさらに強力に取り組んでもらいたいの、それについての考え方をひとつ伺ひたい。

それともう一点は、私の方は若狭湾という方の漁村になりますが、韓国の漁船が随分島根の沖の方で問題を起こして、その後今度また若狭湾の方に出てくる。場合によると、保安庁の監視船が島根の沖合で見た船を、また北陸の方で二度見る、時間のずれで。こういうことも起こつており、西の方においても今いろいろなトラブルが随分とあります。詳細は申し上げませんが、そういう中で、外国との兼ね合いで非常に難しい問題ですが、全漁連等では、やはり韓国との関係においても二百海里の漁業水域を設定してもっと規制を強化してはいい、こういう声が日増しに強くなつておるに思ひます。

この二点についてどう対応していくか、これから対処しようとするか、これをひとつ長官にお尋

ねいたしたいと思います。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

第一の点でございますが、確かに最近の漁業経営の窮状を反映いたしまして、代位弁済も多うございまして、したがって中央漁業信用基金に對する保証保険金の支払い請求も相当の水準でございます。六十一年の段階で八十五億七千七百万、六十二年が恐らく七十六億くらいになるうかというふうに見込まれております。私も、こういう事態を直視いたしまして、中央漁業信用基金に對してご入金をしなければいけないという点は先生御指摘のとおり考えておりました。このところ相当思い切つてやつてきたつもりであります。六十一年度は四十八億二千万の出資でございますが、前年の六十年度は当初予算四十二億であつたものが補正で十億ふやしまして合計で五十二億、それから五十九年がこれまた当初予算三十四億に對して補正で十五億ふやして四十九億、それから五十八年が補正後の姿で五十八億というところで、ここ四、五年かなり思い切つてご入金をしてきたつもりであります。今後とも私もとしては信用補完制度の円滑な運営が確保されるよう精いっぱい努力をしてまいりたいと思つております。

第二点でございますが、最近韓国漁船の操業が全国的に大変厄介な問題になっておるといふことは先生御指摘のとおりでございます。ごく最近も長崎県とか熊本県とかの漁業者が大苦にして私のところへお見えになりました。私自身つぶさに実情は伺つております。関係の漁業者の皆さん大変なことでございます。そういうこともございまして、大臣からの御指示で先ごろ韓国の臨時代理大使を私のところへ招致をいたしまして、厳重に抗議をいたしますとともに、韓国側で適切な対処をするように申し入れをしたところでございまして、もし韓国側がこのような状態を放置してこのような操業実態が続くというところに放置すると、私も私としても、日韓間の漁業関係に重大な事態を招来しかねない極めて危険な状態に現に

なつておるといふふうに認識をいたしております。

そこで、それでは二百海里をやつたらどうかというところになるわけですが、この点につきましては、現在の日韓の漁業関係におけるレジャーあるいは日韓間の全般に与える影響というようなことももちろん考えなければいけません。同時に、我が国漁業の最近の置かれておる状況の変化ということも踏まえて検討してまいりたいと思つております。

○辻(一)委員 これは短い時間でとてもやることじゃないので、また一般質問等でさらに議論をしたいと思ひます。

時間が来たのですが、運輸省に來てもらつておるので一言だけ聞いて終わりたいと思ひます。

近畿運輸局の敦賀海運支局で、船舶検査員が予定配置をされておるのが、今舞鶴の方に行つて、そして数百隻の漁船等々の船舶の検査が非常に不便を來しておる、こういう声が随分強いのです。いろいろな対策は立てておつていただけたと思ひますが、これについてひとつ今後心配のないようにやつていただきたいということで、一言お伺ひいたしたいと思ひます。

○深川説明員 お答えいたします。

敦賀の海運支局管内におきます船舶検査につきましては、隣接しております舞鶴海運支局に配置しておる二名の検査官で実施しております。また、この地域の船舶検査の対象船舶が漁船も多いということもございます。検査の時期が休漁期と申しましようか、そういうところに集中する傾向も見えますので、このような時期におきましては、近畿運輸局、本局でございすけれども、そこから応援体制をとる等検査の執行に遺漏のないよう十分な体制をやつております。

○辻(一)委員 それはまた別の機会に譲ります。それで終わります。どうもありがとうございました。

○齋藤委員長代理 駒谷明君。

○駒谷委員 それでは私から、金融二法のうち、農林中央金庫法の一部を改正する法律案に関係いたしましてお尋ねをいたします。

まず、この法案でございますけれども、現在の我が国の社会、経済事情、大変大きな変動が今起こつておるわけでありまして、農業、漁業を取り巻く情勢も大変変化して厳しい環境にあるわけでありまして。こういうふうな中で、臨時行政調査会の民間法人化の答申に基づき、かつ系統金融の頂点に立つ農林中央金庫に対する系統金融の多様化、金融の自由化の進展等金融情勢の急激な変化に對して、今回制度の見直しが行われたと思ひうわけでありまして、まず今回の改正の基本的な考え方について大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○羽田國務大臣 農林中央金庫は、農林漁業の協同組合を基本構成員とする協同組織体の全国金融機関であります。これらの協同組合に金融上の便宜を供与すること、これを第一義的使命としなければならぬというふうに思つております。今回の農林中央金庫法改正につきましては、このような基本的な性格というものを維持しながら、新しい時代の流れ、そしてまた金融の自由化等、そういったものに對するために、自立化の原則に従つて民間法人化する必要措置を講ずるといふこととともに、最近の金融情勢の変化というものを踏まえながら、業務の整備、これを図つていこうというものでございます。

○駒谷委員 今回の民間法人化についてでございますけれども、特殊法人から民間法人化ということに對する意義についてであります。農林漁業者の組織する協同組合等に対し金融上の便宜を図ることが第一の大きな目的である、この基本的な性格、これは維持しつつという大臣の御答弁でありまして、民間法人化においてこのようにこの問題が位置づけられてくるのか。内容等をいろいろと精査いたされてくるのか、一般銀行化というのが生みだされてくるのか、一般銀行化ということに限りなく近い状態になるのかはな

先ほどから第一義的にはこの内容は外さない、こういう御答弁でありますけれども、農業あるいは

さばさりながら、そういう中でも、これを先ほどお話が出ておりましたように、系統独自でも、

特に、業務關係規定の今回の改正の中で、債務保証範圍の拡大あるいは金銭債權取得及び譲渡を

のいは、在庫資金等の当座の運転資金の借り入れの需要にこたえ得るようにと、いうことでの改正

でございます。

いずれにいたしましても、これらの業務が農林中央金庫の基本的な性格に照らしまして節度ある態度で運用されるようにする必要がありますという点は御指摘のとおりでございます。債務保証につきましては、これが無秩序な貸し付けの拡大につながらないように、また、証券業者に対し貸し付けは農林債券の販売力の維持に必要なものに限り、というように指導をいたしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

業の情勢にいたしましてもあるいは金融環境にいたしましても非常に厳しいものがあるということになります。運営の心構えとしては、我々の組織基盤であるところの系統諸団体と十分意思の疎通を図りながら、系統の支援を得、また系統の理解を得、そういう形でますます緊密な関係のもとに運営をしていかなければならない。

先ほど理事長の御答弁の中で、今回の改正にありまして第十一条の役員選任方法、この問題について、特に今回の改正の方向にひとつより何と努力をしてもいいというお考えのように伺ったわけでございますけれども、今回の改正によりまして、総代会で理事以上の役員を選任を行う。従来は理事長が選任されて、そして総代会の同意を得て副理事長並びに理事を理事長が任命するというシステムになっていたわけですが、総代会を重視して、理事以上を選任という形になった今回の改正点ですが、これは私の個人的な考えでありますけれども、総代会で選任するということは、理事の責任体制が確立する方向に持っていく一つのプロセスではないか、そして、執行体制をこれから充実しなければいかぬという発想が根底にあるのではないかと、そういうふうなことを感ずるわけでございますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

そうなりますと、役員選任方法につきましても、理事長が総代会の同意を得て任命するという形よりも、総代会において選任をしていただくこと、またの理事長なり監事の選任方法の方が、より系統の意思が理事の選任、副理事長の選任というプロセスの中に反映しやすいのではないか、そういうことを通じて系統団体と農林中金の運営がますます緊密化するのではないかという考え方のもとに要請をしたのでございます。

〇駒谷委員 きょうは理事長がお見えでございますのでお尋ねしたいと思ひます。

〇駒谷委員 それでは次に参ります。

〇森本委員 先ほど申し上げましたように、副理事長、理事の選任方法を改善してもらいたいという要望を農林水産系統団体統一して要請をいたしました背景は、先ほど来いろいろとお話が出ておりますように、民間法人化ということになりますと、我々は今までよりも政府の手を離れて、みずからの責任と判断において運営をしていかなければならない。しかも運営する環境は、農林漁

業の情勢にいたしましてもあるいは金融環境にいたしましても非常に厳しいものがあるというところになります。運営の心構えとしては、我々の組織基盤であるところの系統諸団体と十分意思の疎通を図りながら、系統の支援を得、また系統の理解を得、そういう形でますます緊密な関係のもとに運営をしていかなければならない。

〇森本委員 先ほど申し上げましたように、副理事長、理事の選任方法を改善してもらいたいという要望を農林水産系統団体統一して要請をいたしました背景は、先ほど来いろいろとお話が出ておりますように、民間法人化ということになりますと、我々は今までよりも政府の手を離れて、みずからの責任と判断において運営をしていかなければならない。しかも運営する環境は、農林漁

業の情勢にいたしましてもあるいは金融環境にいたしましても非常に厳しいものがあるというところになります。運営の心構えとしては、我々の組織基盤であるところの系統諸団体と十分意思の疎通を図りながら、系統の支援を得、また系統の理解を得、そういう形でますます緊密な関係のもとに運営をしていかなければならない。

に必要な資材とか農林水産物の加工、流通等の産業分野の発展を図って農林水産物の発展に資するということを目的にしているものでございます。

〇後藤(康)政府委員 関連産業法人貸し出しの中には、農林水産物だけではございませんで、生産資材も含めまして、先ほど私が申し上げましたような範囲内での流通業者が含まれております。これは、農林漁業者が生産する農林水産物あるいはそれを原料とします加工品、それから農林漁業者が生産活動をするために必要な生産資材の円滑な流通を図るという観点で認められているものでございまして、したがって、生産資材、肥料とか飼料の輸入業者につきましても、農林漁業者の経営に資するものということであれば、これは関連法人に含まれ、また貸し出しの対象になるわけでございます。

〇駒谷委員 この問題に関連するわけでございますが、配合飼料の輸入の関税でございます。

〇駒谷委員 この問題に関連するわけでございますが、配合飼料の輸入の関税でございます。

〇駒谷委員 この問題に関連するわけでございますが、配合飼料の輸入の関税でございます。

〇駒谷委員 この問題に関連するわけでございますが、配合飼料の輸入の関税でございます。

な関係もこれは含まれると理解してよろしいです。

〇後藤(康)政府委員 関連産業法人貸し出しの中には、農林水産物だけではございませんで、生産資材も含めまして、先ほど私が申し上げましたような範囲内での流通業者が含まれております。これは、農林漁業者が生産する農林水産物あるいはそれを原料とします加工品、それから農林漁業者が生産活動をするために必要な生産資材の円滑な流通を図るという観点で認められているものでございまして、したがって、生産資材、肥料とか飼料の輸入業者につきましても、農林漁業者の経営に資するものということであれば、これは関連法人に含まれ、また貸し出しの対象になるわけでございます。

〇駒谷委員 この問題に関連するわけでございますが、配合飼料の輸入の関税でございます。

〇駒谷委員 この問題に関連するわけでございますが、配合飼料の輸入の関税でございます。

〇駒谷委員 この問題に関連するわけでございますが、配合飼料の輸入の関税でございます。

〇駒谷委員 この問題に関連するわけでございますが、配合飼料の輸入の関税でございます。

であります。そういう点、あと農林関係の品目については、それも含めて三十七品目についてはこれから調査する、こういうことになっておるわけですが、この配合飼料の関係についてどのような状況になっておりますか、これは経済局長から、現段階での状況をお伺いしたいと思います。畜産局ですか。

○大坪(敏)政府委員 先生御案内のように、配合飼料価格につきましては、原則的には一六六期、それに七一二二期と、年二回価格が設定されるというのが通例でございます。その際には、私どもは、飼料穀物の国際価格がどのような状況にあるのか、さらにまた、フレート等はどうかというのを、さらに為替相場の動向はどうかということをチェックいたしまして、そのような動きが適切に反映されるように、その結果適正な価格が形成されるように、全農あるいは飼料メーカーに対して指導を行ってまいっているところでございます。

最近の配合飼料価格について見ますと、飼料穀物の国際価格の低下に加えて、御案内のようにな為替相場の円高ということから、五十九年七月から連続五回にわたって、総計で申し上げまして一四・一％の値下げが行われておるわけでございします。特に、昨年の十月以降の急速な円高の進行に対応した形で、昨年の十一月二期につきましては、期中改定をいたしましてトン当たり三千円の値下げが行われましたし、引き続きましてことしの一六六期につきましてもトン当たり二千七百円の値下げが行われたわけでございます。

そこで、先生ただいま御指摘のございました総合経済対策に関連するわけでございますが、一六六期の価格を設定した時点で比較いたしました。さらに円高の傾向が進んでいるわけでございします。で、こういった円高差益を配合飼料価格に適切に反映させるためには期中改定を行うのが適当ではないかというふうに考えておりました。そういった点で関係業界を指導してまいっているとこ

ろでございますが、おおむね結論に近づきつつございまして、近々にもその方向で決着を見る見通しでございます。

○駒谷委員 この問題につきましては、各地域とも、畜産農家の皆さん方、飼料、えさが下がったということで大変喜んでおられるわけであります。

ただ、この下がり方の問題でありますけれども、先ほど畜産局長は、積極的にこの問題について業界と話し合っていくということでございしますが、全農さんリードで値下げが行われた六十年度の七月から十二月、これは定期の穀物の価格そのものが下がったということですが、十月から十二月、この二回にわたって行われている。十月から十二月が三千円値下げになっておるわけであります。六十年一月から六月までが二千七百円の値下げでありましたが、恐らくこの基準は、十二月ごろのいわゆる円ドルのレートの基準は、ちょうどその時期は大體二百円というところでありますし、きのうから大変な円高の急騰になっておりまして百六十円台、これ自身がそのまゝ安定するのだから今のところわかりませんが、少なくとも、それからもう既に三十円から三十五円も変動を来しているという状況から見ても、やはり毎日毎日えさというものは生産のために必要なものでありますし、農業者にとつてはこれからの畜産のコスト低減という問題からいっても、これは今えさの比重が大変大きいわけですから、この点について大臣、これはもう積極的に、六月一日には電気、ガスが行う、こういう形でありませうけれども、できるだけ早く、農家の皆さん方が喜べるように、やはりきつと適正な価格を指導していただきたい、そういうふうにも思っております。

○羽田国務大臣 この円高というものは、今いい面と悪い面と、いろいろな面を取りざたされておりますけれども、やはりいい面をなるべく生かしていかねばならぬということがございします。また、この間の畜産物価格のときにも、今の

円高というものがまだすぐに織り込まれておらないというのが現状である。ということは、要するにタイムラグがあるということをお願いしておいたわけですが、今お話しのとおり、ちょうどこれをおよそ見越したときには二百六、七円だったと思ひますが、それから後、こちらに入ってきているものも相当安くなつてきておるといふのが現状でありますので、こういったものをやはり的確に飼料価格なんかに反映してもらいたいということで、局長初め担当の皆さんにお願いをしております。

今局長からお話し申し上げましたように、一つの方向が、おおよそもう結論に近いものがだんだん見えてきたということでありまして、私どもも、なるべく早くこれを実際の飼料価格に反映できるように努めていきたいと思つております。

ただ、先ほどからのお話がありました中で、こういうふうな価格が下がっておると、また鶏なんかの増殖の問題、養豚なんかの増殖の問題、いろいろな問題で、本当はこれで農家は息をついていはずなんですけれども、それが、今度安くなったことによつてまた増殖しておかしくなつてしまふということがありますので、それぞれの組織の皆さん方も、十分そういったことをききながら、お互いにせっかくのメリットをみんなが享受できるように、そしてまた徐々に製品の価格といひますか製品の価格を下げていくということが必要でございします。けれども、しかし、これによつてまた変な事態を起してしまつては困るなという余計な杞憂もしておりますが、いずれにしても、農家の皆様方に少しでもいい影響が出てくるように指導してまいりたい、かように考えております。

○駒谷委員 その点、できるだけ早くひとつ積極的に金庫の担当される貸し付けに関連いたしまして、畜産の問題が出てまいりましたので、畜産の特別資金の問題についてお尋ねいたしたいと思ひます。

特別資金については、五十七年、五十八年、五十九年とずっと行われておるわけですが、その内容については、その都度その都度、緊急あるいは特別の場合に実施が行われておるわけでありまして、先ほど来申し上げておりますように、えさの価格が安くなったということ畜産農家にとつては条件にはいいわけですが、畜産農家にとつては畜産経営が大変厳しい状況になっておるわけでありまして。

こういうことで、畜産経営について政府は規模拡大ということをいろいろ奨励なされておりますけれども、規模を拡大したからといって経営が安定したかというと、必ずしもそうではない。借入金金の依存度が高くなり、また、脆弱な経営の體質のために借入金金が返済できないというような構造的な困難に陥っている畜産農家もおるようでありまして。

酪農につきましては、五十六年度から六十年にかけて経営合理化に関する資金の貸し付けが行われて借りかえが大体終わったという状況でありますけれども、六十年年度から、畜産の特に肉用牛の経営について負債整理資金の供給を行うということで経営合理化資金の創設がされて、この六十年年度で二年目になるわけでありますけれども、この状況はどのように把握なされていらつしやいますか、お伺いいたします。

○大坪(敏)政府委員 畜特資金の中の肉用牛経営合理化資金の実施状況についてでございますが、この制度は、最近主として借入金に依存しまして経営規模の拡大を図つた肉用牛経営ないしは素畜価格が高い時期にこれを購入して肥育を行った肉用牛経営等の中には、経営が非常に困難に立ち至りまして、毎年度の償還にも困難を来すという農家も出てまいつたものであります。これらの農家を対象といたしまして、毎年度の償還不能なものを長期低利の資金に借りかえさせるという制度として、六十年年度から三カ年計画で貸し付けを実行する。条件でございますが、利率につきましては五％以内、特認は三・五％以内、償還期限は七年

以内、特設で十年以内、うち据置期間三年以内という貸付条件で融資をするわけでございますが、三年間におきます融資枠はおおむね五百億円を予定いたしておるところでございます。

そこで、六十年度につきましては、初年度であつたわけでございますが、貸付実績は約四百四十五億というところになっておるわけでございます。したがって、残る融資枠につきましては六十一、六十二のあと残る二年間において実行する、そういう計画でいるわけでございます。

○駒谷委員 全体の件数については一千八百件というところでございますけれども、現在、畜産局長は、把握された状況によって、この資金の規模という問題について、現在の畜産の経営状況その他いろいろの問題等踏まえて、どういう見通しをお持ちでございますか。簡単に結構です。

○大坪(敏)政府委員 最近の肉用牛経営実情でございますが、一時的には非常に低迷いたしました。子牛価格が昨年の夏以降上昇を続けておりまして、和牛について見ますと、雄雌平均して約三十三万円前後、雄に至りましては時としては三十五万円という水準を示しているような地域もあるわけでございまして、やや過熱感の感ぜえあるような状況でございます。

いずれにいたしましても、子牛価格が高騰をしているというところは繁殖農家にとつてみれば収入がふえることになるわけでございまして、一方で先ほど申し上げましたように、配合飼料価格につきまして値下げが相次いでいるという状況の中では、経営は著しく改善をしてくているというふうに見ているわけでございます。また肥育経営につきましても、現在出荷期に当たっているものはむしろ数年前の子牛価格が安い時期に導入したものでございまして、配合飼料価格の値下げ等もございまして、これも経営的には従来になく安定しておるといふ感じがございまして、先

ほど申し上げましたように、全体として五百億、本年度につきましては百四十五億、確かに貸付件

数は先生御指摘のように千八百件でございますが、こういうった態勢で三年間にわたつて実行すれば、問題のある肉用牛経営農家についての経営改善は相当程度進むのではないかとこのように考えているところでございまして。

○駒谷委員 同じく金庫の扱っている制度資金の問題で近代化資金の關係でございます。

これにつきましては農業と漁業の両方あるわけでありまして、時間が迫つてまいりましたので、しりまして、現在の近代化資金、農業、漁業両方とも共通するだろうと思つたわけでございまして、金庫の方の關係は今どういふふうな制度になつておりますか。将来それを改めていく計画等があればお伺いをいたしたいと思つております。

○後藤(康)政府委員 最近におきます公定歩合の引き下げの動向を踏まえまして、五月一日から基準金利及び末端金利の引き下げを予定いたしております。農業近代化資金について申し上げますと、貸出金利の一般が五・〇、それから特利で特に下げますものが四・八五という水準に改定を予定いたしております。

○駒谷委員 この問題で申し上げます、現行の金庫が補給を含めて五％になるというところで、それが削減されるのじゃないでしょうか。何かもとが七・五％になるというところで、国の利子補給の分を削るという考え方が起きているのじゃないかというところなんです、その点はどうかなんです。これは漁業関係も含めて共通ですか、違つておれば水産の方も伺いたいと思つております。

○後藤(康)政府委員 御指摘のとおり、今回の基準金利及び末端貸付金利の改定によりまして、利子補給幅は縮まることに結果としてなるわけでございまして。

こういふ系統の原資に国と県が利子補給を行つて中長期の施設資金を貸し出すというものが近代化資金の制度でございますが、この基準金利の方は、農協等の融資機関の資金コストあるいはまた農協が、プロパー資金といひまして普通に自

前で貸しております資金の金利水準、あるいはまた市中貸出金利の実勢等を総合的に勘案をして定めるといふことになっております。また、末端の貸付金利の方は、これまでの基準金利の改定に伴ひまして、これは制度金融にいろいろ、財投資金を使ひました制度金融それからまた系統原資に利子補給をする制度金融、あるわけでございますが、こういった政策金融の金利体系といふものがございまして、特に農業関係の場合には、農業の特殊性というところで、一般金利水準が上がりまして、かなり固定的に運用しているというふうなものと、少なくなつたわけでございまして、こういった政策金利体系の中で末端の貸付金利が定められるというところになってまいるわけでございまして。

したがって、政策金利の見直しの方とそれから基準金利の見直し、その結果的な差額として利子補給幅が今回の場合は縮小することになりまして、これはこういふ金融情勢の中では起り得る事態であると思つておられます。仮にまた金利が反騰いたして上がつてくるといふようなことになりました場合には、また政策金融としての趣旨を踏まえまして基準金利の改定を行うなど、適正な利子補給の確保に努めることにいたしたいというふうに考えております。

○駒谷委員 時間が参りましたので要望にとどめておきますが、最初のところで触れておりませんけれども、この近代化資金の問題については、年々この融資について、十分にその融資枠に見合つた貸し付けという形になっていない、ずっとそれは減少している、件数もそういう形になっておるわけでありまして、これは漁業においても同じような状態ですが、兵庫県の場合、これについては全国平均よりかなり進んでおる。それは、何らかの形で農業者に対して少しでも金利負担を軽減するような方向を県独自でいろいろ苦勞して考えておるわけでありまして。

これからの農業あるいは漁業についても、ますます経営の安定という問題あるいはその他いろいろな条件から、農業、漁業に携わる人たちの近代

化の問題、これは重要な政府の施策であらうと思つております。そういうことで、今回は金利の補給についての引き下げという形でありまして、五％、実質的には末端では〇・一％下がるといふことでありますけれども、実際にはもう少し農業者がそういうふうな設備投資をする、あるいはいろいろな状況に持っていくことがやはり本来近代化資金のねらいではないか。確かに農業者の所得が下つておるわけですから、それだけにやはり意欲というものの減退というものもありまして、そういう面もこの際十分検討し、補給の問題については検討をすべきではなからうかと思つております。これは制度金融の問題でありますから難しいことはあるかと思つてはおりますけれども、十分にひとつこれについては検討していただきたい、心からお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

○大石委員 吉浦忠治君。

○吉浦委員 農林中央金庫法の一部を改正する法律案及び農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案について、若干お伺いをいたします。

同様の駒谷議員の方から農林中央金庫法等につきましましてはきめ細かく質疑がございましたので、重複をなるべく避けて、要点だけを伺ひたいと思つております。ただし、基本的な見解だけ再確認の意味で伺つておきたいと思つております。

農林中金は、既に政府出資もされておりましたが、実質的に民営化されていまして、もよひの金庫自由化の潮流の中で、農林中金の性格であります協同組合原則によつて運営されるという方式が他の金融機関との競争の中で維持しているのかどうか、いわば一般銀行化していくのではないかと懸念もあるわけであります。農林中金はいわゆる農林漁業の協同組合の全国金融機関としての使命を片時も忘れてはならないと思つてわけ

○吉浦委員 先般当委員会で日ノ漁業関係の質疑が行われましたけれども、私はその機会に時間をいただけてませんでしたので、ちょうどいい機会でございますので、少しばかり漁業関係からこの問題を取り上げてみたい、こう思うわけでござい

具体的に申し上げますと、大臣間協議で処理されなかった事項、すなわち、漁獲割り当て量の魚種別、水域別、漁法別の配分とか、それから許可隻数枠、それから取り締まりその他の操業規制の問題、こういう問題について協議して、その合意内容を目ソ漁業委員会の議事録とかその他いろいろな文書に取りまとめる、そういう作業を行っているところでございます。それで、議事録等の文書に署名が済めばそれで最終決着ということになるわけでございますが、もうあと一息というところまで来ておりますが、きょうじゅうに署名を了し得るかどうかということになりますと、ちょっと

日ソ漁業合同委員会は、元來は本年二月三日から東京で開催ということで合意があつたわけでございますが、先生がたたいま言及なさいましたように、日ソ漁業委員会の協議が延びたために延び延びになっておりまして、いまだに開催されておられないという状態でございます。先般大臣が訪ソされました際にも、大臣からカメンツェフ漁業大臣に対して、できるだけ速やかに日ソ漁業合同委員会を開催し、漁期に間に合うように早く妥結をするように、ソ連側の善処方を求められたところであります。

私どもとしては、漁期が切迫をいたしておりま

確かに、今回の日ソの妥結の、最終的に決着がつくわけではございませんが、大臣間で話し合われたことだけに限って見ましても、深刻な事態であることは先生御指摘のとおりでございます。ことに、底刺し網の漁業者が集中をしております根室周辺あるいはベルキナ岬以北の禁漁と東樺太の着底トロールの禁止の影響を集中的に受けます稚内周辺、こういうところで深刻な事態であるということは、この前大臣のお供をして、現地で直接関係者の皆さんから伺ったところでございませ

私どもとしては、漁業者の救済措置につきましては、これは当然所要の措置を講じなければいけないわけでございますが、漁業者に対する救済措

置が、同時に、これらの減船者を抱える漁協への悪影響が波及していくことを緩和する効果もあわせて持つものであるというふうに考えております。

そのほか漁協プロパーの対策ということも必要なのではないかという御指摘と存じますが、この点につきましては、ちょうど昭和六十年から漁協の信用事業整備強化対策に着手をいたしてありますので、この中で漁協システムの自主的な努力を前提として、不振漁協の経営再建と信用事業の実施体制の整備、信用事業の運営面での改善、合理化等を図ってまいることになっておりますので、これが結果的には、先生の御心配になっておられるような事態に直面をしております漁協に対する対策としても効果を発揮するものと考えておる次第でございます。

○吉浦委員 確認の意味で伺っておきたいのですが、今回の日ソ漁業交渉の結果に基づく関係漁協の対策としては、昨年、カニ、ツブ、エビ等の減船対策として三十数億円の交付金が出されておりますけれども、今回もこのような同様の措置がとられるのかどうか、お答えをいただきたい。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

減船を余儀なくされる漁業者に対しては必要な措置を講じなければならぬと考えておりますが、具体的にそれがいかなる措置であるかという点につきましては、今後減船の隻数が固まっております。そういう過程を踏まえて財政当局とも十分協議をする必要がございますので、所要の対策を講ずる所存でございます。ところで、きょうのところは御容赦をいただきたいと存じます。

○吉浦委員 大変苦しいことはよくわかっておりますけれども、やはり政府としての確かな考えをいただきたいと思うのです。

法、漁特法等をフルに活用すべきであろうと思うわけでありまして。また、つなぎのための救済事業なり離職者手帳交付対象を広げるというような措置も必要ではないかと思うわけでありまして。離職者が、直接に、また玉突きのように沿岸に帰ってきた場合に、沿岸にそれを収容する雇用の場があればいいけれども、それもあるわけじゃないということ、その点、離職者等の対策をどのように考えておられるのか、その対応策をお尋ねしたいのです。

○佐野(宏)政府委員 お答えをいたします。

まず、離職者につきましましては、いわゆる漁臨法、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づきまして、就職指導、職業訓練等の措置を所管省庁でございまして運輸省、労働省にやっておりますことになっております。

この中で、先生言及なさりました離職者手帳も発給をされるわけでございまして、それから離職者手帳の発給を受けた者につきましては、就職するまでの間つなぎとして、就職促進手当でございまして、こういうつなぎの救済措置が適用されることになるわけでございまして。漁臨法を発動してこういう措置が講ぜられますよう、運輸省、労働省にお願いをしておりますことになっております。

それから、離職者が再就職をする先がなかなか沿岸漁業には戻ってこれないというお話でございますが、この点につきましては、確かに我が国周辺水域の漁場は極めて稠密に利用されておりますので、そういう意味で漁業経営上大変難しい問題を抱えているわけでありまして、なかなかその離職者を救済するために新しく沿岸での操業機会を与えようというわけにはいかないだろうというふうに思っております。ただ、私どももいたしましては、沿岸漁場の整備開発とか栽培漁業の振興とか、こういうことを通じまして漁村における雇用の機会が増大するように努めていくことは可能でありますし、また私どもとしてなすべきことであるうと存じております。

それで御参考までに、現実に今離職者がどういうところへ就職をしておるかということで、一番直近の例をいたしましては、おとしの暮れに行いました北転船の減船がございまして、そのときの離職者のうち、再就職なさった方の九〇％ぐらには再度漁業に就職をされました。これは別にその方々を救済するために新しく許可証を出したとかそういうことはないのでございまして、けれども、現実にはそれそれ漁業に就職をしております方が主体でございまして、そういう意味では、やはり漁業振興にいろいろ努力していくことが結果的に就業機会を確保していくことに寄与する道であるうと考えておる次第でございます。

○吉浦委員 部分的に細かくお尋ねして恐縮ですが、離職者なりあるいは船の仕込みをする関係業者にも相当な影響が出るわけでありますから、ひいてはこれは市町村の財政にも大きく影響するし、特に漁業が基幹産業になっているところはより深刻な影響を受けるわけでありますから、これは自治省も相当の配慮をなされるべきだと思っております。すけれども、当面、農水省として、この加工業者なり船の仕込みをする関係業者に対する対策をどのようにお考えなのか、お答えをいただきたい。

○佐野(宏)政府委員 お答えをいたします。

今先生御指摘の点は、私も大臣にお供をいたしまして根室とか稚内では現地の方から大変深刻な話を承ってきたところでございます。それで一つは、加工業者なり関連業者の皆さん方がさしあたり金繰りにお困りになっておられるという問題につきましては、主力であります北海道におきましては道でつなぎ融資の措置を講じてくださっておりますので、当面は道で用意をしていただくつなぎ融資の制度でつないでいけるものと思っておりますが、それから先の問題につきましては、水産加工業者の経営への影響を見きわめまして、必要に応じて水産加工経営改善強化資金の融通を行ってまいりたいと思っております。それからいま一つ、これも現地でいろいろお話を

を承ったところでございまして、関係の業者の皆さん方の信用力が大変低下をしておるということがございまして。この点につきましては通産省にお願いをいたしまして、中小企業信用保証法の倒産関連保証の指定をしていただくようにお願いをしていまして、この点でございますが、通産省でも事態の深刻さを御認識いただいて前向きに取り組んでいただいております。

それから、何と申しまして、原料の大宗をなしますスケソウダラの供給が大幅に落ち込むわけでございまして、原料転換対策というものを考えなければいけないわけでございまして、この点につきましては、水産加工施設資金の活用、あるいは事業転換対策につきましては特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法がございまして、これを活用していただくという道が考えられると存じております。

最後に、先生の言及なさりましたこれらの影響を一番深刻に受ける地方自治体の問題でございまして、この点につきましては、私どもから自治省に、十分この点を念頭に置いて御検討いただくようお願いをしております。

○吉浦委員 最後に、漁業の問題の後ですが、今問題になっております日韓問題、いわゆる今回の日ソ漁業交渉を見てまいりました、私はもう既に本格的な二百里時代が到来したという感じをなお一層強くしているわけでありますけれども、これに対応するために、抜本的にいよいよ我が国全体の漁業のあり方というものをこの際考え直すべきときが来たというふうに思っております。

例えば、韓国漁船の問題でありますけれども、今回我が国はソ連の二百里から完全に締め出されたと言っても過言ではないほど厳しい状態。それなのに韓国漁船には我が国二百里海内内で自由に漁獲を許しているというこのアンバランスな実態。方々で不法操業して目に余るものがある。聞いてまいりますという、日韓間には竹島の領有という厄介な問題等もあります。これを解決できないければ漁業問題は進まないということも私もよく

承知をしておりますけれども、日韓漁業条約も締結して既に二十年を経過しておりますから、その当時の状況と現在は大変な変わり方をいたしております。現に、韓国に対して我が国の主権を二百海里に広げて我が国の漁業の振興を考へるべきではないかという意見もある。罰則等においてもはかの漁船と韓国漁船の待遇が違ふというふうな考へ方もある。全漁連の方からかなり強硬な、国会に對するあるいは各党に對する要望等も強く出ております。長官も御存じのとおりでございます。

今後、日韓漁業条約の見直しを検討すべきであるというふうには考へますけれども、水産庁としてどういうふうにお考へなのか、お答えをいたしたい。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

私も今度北海道、現地へお邪魔いたしましたし、現地の漁業関係者の皆さん方からたゞいま先生のおっしゃったとおりのことを大変強烈に話を承つて帰つてきたところでございます。また同時に、先般長崎県とか熊本県とか西の方の漁業関係者も、たゞいま先生言及されました韓国漁船の日本周辺水域での操業実態について大変憤激をしておられました。こゝも私も私どものところへお越しになつてその実情を訴えていかれたところでございませう。

私どもとしては、こういう韓国漁船の操業実態が改められずにそのまま続くようなことであるといひますれば、これは現在の日韓関係の漁業の秩序を律してある枠組みというものを震撼させるような重大事であるというふうには認識をしております。それから、北海道周辺の水域におきまします漁業実態というものは、先生たゞいま御指摘のようにさまざま変わりの事態になつておるといふことも私どももそのとおりと認識をいたしております。

したがいまして、先生の提起されました問題は、実は日韓間の現存の枠組みをどうするか、あるいは水産に限りませず、もっと広い日韓関係に及ぼす影響がどうかというふうなこともあわせて考へなければいけない問題ではございますが、私

どもとしても十分検討すべき問題であるというふうには考へております。

○吉浦委員 時間がなくなつてまいりましたので、金融問題に入りたいと思ひます。

現在、公定歩合が三回連続して下がりまして、本格的な低金利時代が到来したわけでありませう。しかしながら、現在、漁業者はたゞ重なる漁業不振によりまして、船をつくる意欲を持てていない。そのとおりにはいかないというのが現状でございます。この際何らかの誘導をしなければいけないのじゃないかというふうには思ふわけでありませう。今後の漁業経営安定のためにもその点が必要でありまして、今日、基準金利の低下に連動する形で従来のまま政府の補給金を近代化資金に投入して末端金利を引き下げるべきで、いわゆる利子補給金の一部を削減することは政策的にも好ましいものかどうか非常に疑問であるわけでありまして、この点どういふ見解をお持ちなのか。

確認のためにお尋ねしておきたいのですが、今後、金利が上げ基調となつたときに、今回一部削減した補給金をもとに戻すのかどうか、こういう点も含めてお答えをいたしたい。

○後藤(康)政府委員 漁業近代化資金、農業近代化資金ともに、基準金利は、融資機関の資金コストなり、それからいわゆるローバー資金の金利水準、それから市中貸出金利の実勢等を総合的に勘案して定めることにいたしております。

また他方、末端貸付金利についてでございますが、これは政策金利体系というものが一つございまして、制度金融には、財政資金を貸し出しまして、公庫資金のような制度融資と系統原資を使いまして利子補給いたします近代化資金のようなものと両方ございまして、この中に一定のバランスを持った体系というものがございませう。今回の例えれば住宅金融公庫の金利の引き下げを見ましても、従来比較的高かつたものの引き下げ率が比較的大きく、一番少ないところは〇・一五しか下がらな

いというふうなことになるわけでございませうし、それから、今や超低金利時代を迎えつつありますけれども、

も、公定歩合とそのまま連動しておりました預貯金金利につきましても、下げ幅に差がついてくるというふうなことが一つございませう。

特に、農林漁業関係の政策金融につきましては、金利が高騰いたしましたときもなるべく固定的に運用するということをやつておるものが多いという事情もございまして、末端の貸付金利がやはり政策金利体系の中での一種の整合性というふうなものにどうしても配慮せざるを得ないということがあるわけで、結果的に末端貸付金利と基準金利との間の差が縮まるという結果になることは御指摘のとおりでございます。

利子補給額というものがまず決まつてというよりは、考へ方としては政策金利の水準があり基準金利があつて、その差を埋めるといふ考へ方が理屈としてはあるわけでございまして、今日のようにな金融情勢のもとでは利子補給額が従来よりも縮小するといふ事態もやはり起こり得るといふふうには考へております。

今お尋ねの後段にございましたように、仮に金利が反騰いたします場合には、政策金融としての趣旨を踏まえまして基準金利の改定を改めて行ふなど、適正な利子補給の確保に努めてまいりたいというふうには考へておるところでございます。

なお現在、近代化資金につきましては基準金利が二回にわたつて引き下げられまして八・五が七・五まで下がつておりますが、またその後第三次の公定歩合の引き下げという問題が起きております。こういった利子補給の仕組みをとつております制度金融は、最近のように余りに頻りに金利の変動が行われまして、制度の運営自身が非常に不安定になりまして困るわけでございませう。基準金利につきましても、最近の三次の引き下げというところがございませうけれども、短期間の間に余りたびたび基準金利の変動はさせたくないという気持ちで今考へております。

○吉浦委員 今回の制度改正の発端になつたのは金融制度調査会の答申によるわけですが、貯金保険制度の特殊性等に配慮しつつ、基本的には預金

保険制度と同様の方向で検討を行うことが望まれるとしておるわけですが、四十六年に預金保険法が制定されたときに農漁協等が対象にならなかつたのはそれなりの理由があるわけでありませうが、今後はむしろその特殊性をいかに反映していくかという点を考へなければいけないと思ふわけでありませう。

農協、漁協も一つの保険制度に同居はしておりますが、例えば仮払いの例をとりますと、漁業の場合は、私の地元富津市等ではノリ養殖をしておりますが、これは年一回の種ノリの時期を外しますと一年間待たなければならぬわけですが、他に転作はできないわけでありませう。農業の場合は比較的柔軟に対応できると思ひますけれども、貯金保険制度の運用に当たつては農業なり漁業の特殊性を十分配慮すべきであるというふうには考へるわけでありませうが、この点どういふふうにお考へなのか、お答えをいたしたい。

○後藤(康)政府委員 いわゆる一般の預金保険機構と農漁業協同組合は別建ての貯蓄保険制度になつておりますけれども、これは信用事業だけではないと考へて、ほかに経済事業等を行つていふという特殊性と、系統組織というものがきちんと存在しているといった特殊性に基づいて独立の制度をつくつておるわけでございませう。

ただ、農漁協をまた区分すべきかどうかという点でございませうけれども、やはりこういう保険制度というものは本来できるだけ大きな集団をとらえてやつた方が制度としては安定をするわけでございませうし、農漁協の両系統を系統金融として位置づけまして、貯金者保護という観点から一定限度までの安全性を確保することによつて信用秩序の維持を図る、そういった制度の本来の考へ方なり建前から申しますと、農協と漁協を同一に取り扱つても特段の支障はないのではないかと考へております。

御質問の仮払金の問題でございませうが、今度の制度改正でこの仮払金の制度を導入させていたいただきたいというふうには御提案申し上げておるわけで

ございますが、これは、最近給与振り込みなどが非常にふえまして、給与が全部金融機関に振り込まれる、そのところが貯払い停止というようにならざるやと当座の生活費にも困るというようにならざるやと最近の実態変化に着目をして、日常の生活に支障を来さないような最低限のものを正規の保険金の支払いの手続を待たずに渡せるようにということで、おおむね一カ月当たりのぎりぎりの生活費、現在は大体二十万円程度というふうに考えておりますが、これをとりあえず仮払いすることによってござります。

貯金者の方々の事業をやっておられる方の事業資金のための仮払いということになりますと、個々人の職業なり事業規模に着目しなければいけませんので、こういう画一的な保険の仕組みにはなかなかなじみにくいというふうに考えるわけでござります。確かに御指摘のような問題は起き得ないわけではございませんけれども、そういった場合にはやはり信託等の金融機関によります融資その他の対応でやっておくべきを得ないのではないかとこのように考えておるわけでござります。

○吉浦委員 保険料率の問題で伺っておきたいのですが、将来は預金保険制度と同率でいう考え方がありというふうに聞いております。

農漁協の場合は三段階制で、いわゆる農漁協と、それから県信連、中金といった系統融資を行っているわけですが、事故が生じた場合は三段階全体でカバーして、より上部機関が支えるのが実態でありまして、そうしなければ系統信用事業全体に信用がなくなってしまうという特性があるわけでありまして、その点、銀行の融資と異なるわけですが、三段階で支えることによって危険率も低い、こう見なければならぬと思うのです。責任準備金の充実が必要であるわけでありまして、預金保険制度と保険料率を将来一致させる必要はないというふうに考えるが、この見解をどういうふうに持っているのか、お答えをいただきます。

○後藤(康)政府委員 この問題につきましては、理論上の問題と実態上の問題とあるかと思ひますけれども、一般の金融機関の預金保険と協同組合系統の貯金保険制度と、制度といたしましては、いずれもほぼ同じような金融商品なり預金を扱っている金融機関に関する信用秩序維持の役割を果たす制度、そして保険限度額につきましても現在三百万、これは法律事項ではございせんけれども、これを一千万まで今度引き上げたいというふうに考えておるわけでござります。この辺も足並みをそろえておられますが、資金援助業務の内容も、若干の相違がござりますけれども基本的には同様なものになっておられますので、考え方としてはやはり一致をさせておきたいと思ひます。

実際に保険料率を定めるに当たりましては、対象金融機関の経営に及ぼす影響なり、また激変緩和の必要性もござります。協同組合の中にも財務状況はいろいろござりますので、財務状況の比較的豊かなところと一律に合わせてしまふということになりますと、なかなかそれについてこれないところも出てくるというところもござります。そういったことも勘案しながら決めてまいりたいと思ひます。一般の預金保険に比べまして従来十万分の二だけこちらに低かったわけではござりますが、一般の預金保険につきましても六十一年度の四月から十万分の十二に引き上げられております。現在の系統の方の貯金保険料率につきましても、今後三回に分けて六十三年度くらいまでかけて十万分の十二に段階的に変更をしていくという考え方にござります。現在関係団体において検討がなされておるというふうに私も承知をいたしております。

○吉浦委員 資金援助制度の対象に合併があるわけですが、漁協の合併は、農協の合併と異なりまして、漁業権の問題等で非常に困難になっておるわけでありまして、今回、知事のあつせんというものがあつせんが、一度あつせんがなければ実質は強制となつてしまふのではないかと危惧も

一方にはあるわけでありまして、漁協の特殊性からして、信用事業の側面からだけでは合併を云々するのは本末転倒だと思ひます。漁業権の管理というより本質的な面から考えなければならぬと思ひますし、何よりも組合員の意見を十分に尊重する、そして運用を行うべきであると思ひます。この点、どういうふうにお考えなのか、お答えをいただきます。

○佐野(安)政府委員 お答えをいたします。このあつせんの制度は、経営困難な漁協の貯金者を救済するために、適期における合併を漁協行政の担当者である知事がみずから推進することが望ましいと判断される場合に、そういうこともあり得ようかということで、自主的合併を補完するものとして設けられておるものでござります。それで、あつせん自体は元来強制力のないものでござります。それから、知事といたしましては、合併をあつせんされる以上は、合併の実現可能性、特に先生今言及なさりました漁協の場合には漁業権の調整という重要な問題でござります。知事はそういうことも含めて、できることかできないことか十分御判断の上であつせんをすることとすればあつせんをいたしました、そういうことになるものと認識をいたしております。

それから、あつせんに基づいて合併が行われる場合でも合併は合併でござりますから、やはり一般の合併と同様の手続が踏まれるわけでござります。その過程で組合員の意思が重要な要素になることは当然でござります。その点も知事は十分御勘案になりながらあつせんをしてくださるものと期待をいたしております。

○吉浦委員 漁協の場合、相互援助制度に加入していない漁協が約二二%あると聞いております。そうした漁協には、連合会が援助の手を差し伸べても、その連合会に貯金保険機構が資金援助を行わないというわけで、実際にはそうした漁協には漁連による資金援助の道は難しいことになるわけでありまして、しかし、こうした漁協について何らかの手を打たなければ、我が国の漁業の振興を図

ることはできないのじゃないかと心配をいたします。

全国の相互援助制度は系統の独自につくった制度でありまして、その自主性を尊重してよりよい発展を促したかったと考えるわけでありまして、この点に關して、別途の援助取り決めをさせるか、何らかの趣旨が生かせる方向に持つていくというふうなわけですが、その行政指導をどういうふうになさるうとしておられるのか、この点、お答えをいただきます。

○佐野(安)政府委員 お答えをいたします。ただいま先生御指摘のように、相互援助制度というのは元来系統の自主的な制度でござりますから、役所の立ち入り方もなかなか難しいところがあるわけでござります。私どももいたしましては、まず第一義的には相互援助制度で未加入組合をできるだけカバーしたいと思ひておられます。そので、相互援助制度の加入要件の緩和を図るというの、一つの方向で、ぜひ系統で御検討をいただきたいと考えておると思ひます。

ただ、それは申しまして相互援助制度に参加しない漁協というものが現に存在するわけであります。簡単になくなるものでもないと思ひます。そこで、今回の法律改正の中には全国相互援助制度に準ずる取り決めについて手当てがござります。その取り決めについては要件の具体化を待つて漁協系統と協議を進めまして、この相互援助制度の適用によって現在の相互援助制度に参加しない漁協にも機構による資金援助が極力及ぶように努めてまいりたいと思ひます。次第でござります。

○吉浦委員 時間になりましたので、最後に一点だけ。漁協経営の安定のために今の金融面での下支えが果たした役割は大きいものがございます。今後は、この保証のあり方をもっと考えなければならぬと思ひます。また、借金づけになつてはならないと思ひますが、この方向としてはもう少し借りやすい状況をつくる、そして漁業を活性化していくとい

うことも考えていくべきだと思ふわけでありま
す。

円高によりまして燃料等も八万円から五万円と
いうふうにより下がってはおりますけれども、
魚価は一向に上がらないし、また、漁獲物もそれ
ほど多くないというので、依然漁業者の経営は
非常に苦しいわけでありまして、大臣も長官も、漁
民の方から、どうすればいいんだ、なぜなんだ
というふうな声で叱咤激励を受けられたようであ
りますけれども、これがいわゆる本音でありまし
て、本格的な二百海里時代が到来して、我が国の
漁業のあり方、全体構想を考えなければいかぬと
きが来たのではないかと、私はこう訴えたいわけ
であります。遠洋あるいは沿岸、需給、輸入、流通
等々を考え直す時期が来ているのではないかと思
うわけでありまして、この点、最後にお答えをい
ただいて、終わりにいたします。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

二百海里時代が到来いたしましたから既に一定
の年数が経過しておるわけでございますが、昨今
の国際漁業情勢を見ますと、二百海里時代の中
でもさらに一つの画期を画す新しい段階に入りつ
つあるように私も認識をいたしております。

そういう客観情勢の中で、やはり我が国の周辺
水域の漁業振興に重点を置いた今後の中長期的な
水産政策のあり方ということを見据えて、見直し
ていくべき段階にまでおるといふふうに私も
認識をいたしております。ただいまの先生の御
指摘、まことに當を得た、私も日ごろから感
じておったことでございます。そういうことを念
頭に置いて、中長期的な見直しの仕事に取りか
かってまいりたいと思つておるところございま
す。

○吉浦委員 終わります。ありがとうございます。

○大石委員長 菅原重郎君。

○菅原委員 金融二法案の審議に当たり、まず兩
法案の提案の背景、趣旨について伺うわけであ
ります。

農林中央金庫法は、臨調の最終答申を受けて民
間法人化するため所要の改正案が提出されたので
あり、これには、金融情勢の変化に対応したサー
ビス提供が行い得るよう制度面の手当でも考慮
されているものと説明されておりますけれども、
農林中央金庫の業務概要を見るとき、金庫総
額二十一兆五千億円の調達のうち、十二兆四千
億円以上も有価証券や株式等に運用している体質
で、金融自由化の流れの中、果たして真に農林漁
業振興を重点に、今後法改正の本旨に沿って確実
に改善、発展できるものかどうか。これは当事者
の今後の取り組み姿勢にも関係します。森本
理事長にこのことへの所信を伺いますが、その前
に、背景、趣旨の概要、また今後の指導に対する
所感もあわせて、一応政府の方からお願いま
す。

○後藤(康)政府委員 今回の二法の改正の背景な
り趣旨でございますが、農林中央金庫は、大正十
二年に産業組合中央金庫として設立されて以来、
もう長い歴史を持つておるわけでございます。昭
和三十四年に政府出資がなくなり、三十六年に役
員の自主的な選任制がとられるというようにな
つて、次第に特殊法人的な色彩をなくしますと同時
に、業務面でもいろいろな整備が行われてきたと
ころでございます。

このような状況を踏まえて、臨調の最終答申に
おきまして、「自立化の原則に従い民間法人化す
る」ということが盛り込まれて、これを受け
て所要の法律案を今国会に出す運びになったわけ
でございますが、あわせて、近年の金融自由
化の進展等を背景にいたしました情勢変化に対応
いたしまして、農林中金が十分な金融サービス
の提供を行い得るよう制度面の手当でも行おうと
いうことでございます。農林中央金庫の基本的
な性格を維持しながら、業務規定の整備を図つて
まいりたいというのが今度の法案の趣旨ございま
す。

それから、貯金保険法の一部改正法案につきま
しては、これは昭和四十八年に発足いたしました

制度でございますけれども、やはり、今後の金融
自由化の進展に伴いまして金融機関の経営環境が
一層厳しくなるということで、昨年の六月でござ
います。金融制度調査会から「金融自由化の進
展とその環境整備」という答申が提出されてまし
て、その中で、今後、信用秩序維持のために預金
保険制度あるいは貯金保険制度がさらに一層重大
な役割を果たすものと期待をされるので、その制
度の拡充整備を図るべきだという指摘がございま
した。一般の金融機関につきましても預金保険制
度の改正とあわせて、基本的には同様の方向
で制度の拡充整備を図りたいというのが提案の背
景なり趣旨でございます。

この両法案とも、そういう意味におきまして最
近におきます金融情勢の変化に対応してまいると
いう共通の性格を持つておりますこと、それから
また、お尋ねの中で農林中央金庫の現在の資金運
用の状況などについてのお話もございましたけれ
ども、農林中央金庫の基本的な性格につきまして
は、今度の法改正によって制度的な変更をこうむ
るわけではございませんので、その点は、私も
今後農林中央金庫の指導監督をする立場におきま
しても十分踏まえて、適切に対応をしてまいりつ
てもでございます。

○森本参考人 ただいま後藤経済局長から今回の
法律改正の趣旨につきまして御説明がございまし
た。一口に言いますと、農林中央金庫の民間法人
化に伴う分、それから、最近のいろいろな情勢の
変化に対応いたしますための機能の整備、こうい
うことになっておるかと思ひます。

機能の整備の分は、私もその所属団体あるいは
系統諸団体のニーズの多様化、あるいは新しい
ニーズに適應する、対応するための改正という側
面が色濃くなつております。申し上げるまでもな
く、所属団体あるいは系統諸団体は、農林漁業の
発展あるいは農林漁業者の経済的な地位の向上の
ためにいろいろの活動をしておる諸団体でござい
ます。そういう諸団体の金融的なニーズにこたえ
ていくということは、間接的には農林漁業の発展

なり農林漁家の経済の向上に役立つというふう
に私も思つております。

また、一部は、御指摘がございましたように、
所属団体以外の、私どもの広い意味の取引の相手
方に対するニーズへの対応という側面がございま
す。そういう方々も、大部分は広い意味で農林漁
業に関連のある方々でございまして、そういう方
方のニーズにこたえることが、また回り回つて農
林漁業の発展に資するといったような側面もござ
いますし、余裕金の運用といったような色彩で
ございまして、余裕金をそういう方々に安定的に
効率的に運用していくことによって系統団体から
の預金の運用に資する、また、そういうものを通
じて利益の系統団体に対する還元にも役立つ、そ
ういうことで、私どもの使命を十分果たしていく
上で御配慮をいただいた改正案になつておるとい
うふうに思つております。また、そういう改正の
趣旨を体して、私も運営に当たつてまいりたい
と思つております。

○菅原委員 農林中央金庫は、今回の法改正によ
り民間法人として自主的な業務運営体制を整えるこ
ととされております。しかしながら、根拠法規を変
えず、依然として特別の法律に基づき設立された
法人であり、その法人としての性格をいかに考え
ればよいのか。私としては、系統三段階の頂点に
あるという農林中央金庫の実態を考えれば、この
際、農協法の全国連として位置づけるべきではな
かつたかと考えるわけでございますが、この点に
関する見解をお聞きする次第でございます。

さらに、大臣には、自由化の進展の中で、今後
農林漁業系統金融機関は、調達コストの増高、運
用利回りの低下等による利ざやの縮小など、大き
な影響を受けるものと考えられます。さらに、最
近、若い世代を中心にいよいよ農協離れが進んで
いるのも散見できます。かかる状況下で、系統全
体として金融自由化にいかに取り組み、いかに対
処すべきかについて、政府の見解を伺いたいと思
います。

○後藤(康)政府委員 まず、法改正後の農林中央

す。
○後藤(康)政府委員 先ほどのお答えの中で、ちょっと触れましたように、昨年六月の金融制度調査会の答申におきまして、一般金融機関につきましても、預金保険制度の拡充整備の答申が行われ

業系統信用品事業の貯金保険制度についても「その農水産物に特有な特性を考慮し、他の産業と異なる特別な配慮を行うことが望まれる。」こういうことがうたわれております。

ではどういふ点について特殊性に配慮したのかにかんしては、いろいろありますが、一番大きな点は、相互扶助制度を通じて資金援助を行います場合、この

援助対象といいたしまして、合併だけではございませんで、信用事業再建措置、平たい言葉で申せば合併をしないのでそのまま単独再建をすることを可能にいたしておるといふ点でございます。農漁協につきましては、経済事業等をやっておりますので、現実には隣接の組合以外合併を見込むということとはなかなか難しゅうございしますし、制度的に、協同組合でございしますので他の業態の金融機関との

合併の道がないという農漁協の特殊性から、このように措置をいたしたわけでございます。

それから第二は、適格性の認定を行います場合場合に、一般の金融機関の場合には主務大臣は大蔵大臣でございますが、農漁協の場合には都道府県知事がこの認定を行うということにいたしております。信用秩序の維持という観点からは全国普遍的な面があることは当然でございますけれども、農漁協の混成な主たる関係は都道府県知事との間で

流協の規制なり性格にあるいは協同組合法上の通常の監査、指導の権限というようなことを考慮いたしまして、実態把握の面も含めまして、都道府県知事が行うことを一番適當ではないかと考えてこの

ようにいたしましたわけでございます。この二点が一番大きな点だろうと思っております。

○菅原委員 次大臣に、今回の法改正の中心は資金援助業務の創設にあると考えられますが、現行の保険業務に加えて資金援助業務を行うこととした理由は何か。

また政府に、資金援助業務の財源も保険料として納入されたものである点と同じであり、慎重な運用に努めるべきものと考えます。安易に資金援助が発動されることのないようどのような運営方針をとるつもりか。また、資金援助の発動金額の見直しはどうか、一定の歯どめというものがあのかないのか。一応この三点お聞きいたします。

○羽田国務大臣 最近における金融自由化の進展に伴いまして、金融機関の経営は、利ざやの圧縮により苦しいものになるとともに、優良貸出先の減少などによりましてリスクが増大する傾向にあると考えられます。このため、信用事業を営んでいる農漁協につきましてもその経営が困難なものとなりまして、貯払い停止のおそれが生ずる可能性が高いものとなっているというふうに考えております。

貯金保険機構が設立された四十八年当時におきましては、いまだ金融の自由化は進展しておらず、農漁協の貯払い停止が生ずる可能性というのは非常に低いものであったために、直接的に貯金者などを救済する現行の保険業務のみでも信用秩序維持の政策的要請には十分沿うものであったというふうに考えます。しかし、最近における金融機関を取り巻きます状況を踏まえてみますと、これは、農漁協への貯払いの停止という事態がより現実的なものとして考えられる一方、貯金保険機構の有しております財源、今後の保険料率の引き上げの可能性などを考慮すれば、保険事故が発生した場合において保険金を支払う現行の仕組みでは信用秩序の維持が不十分になっていくと考えられるところでありまして、また他方では、個々の農漁協としても、金融自由化に対応し、経営の効率化

を推進する方策として業務規模の拡大が志向されているため、この志向をも信用不安の生じている農漁協の救済に活用し得る環境になったところだというふうに考えます。

このような観点から、今回貯金保険法を改正して、従来の保険制度を補完するものとして、既存の他の組合による合併等という民間業界としての自助努力を活用することによりまして、より効果的でかつ社会経済的に低コストで信用秩序の維持を図るために、貯金保険機構の新たな業務として資金援助業務を設けることとしたしておるところであります。

○後藤(康)政府委員 資金援助が安易に発動されないように十分留意すべきではないかというお尋ねでございます。

資金援助につきましては、そもそも対象になります吸収合併等はなかなか容易に行われるものではないと考えます。また、資金援助手続なり機構の基金基盤の充実の必要性の面からも極めて慎重な取り扱いが当然行われることになると考えられますので、援助が非常に安易に発動されるというようなおそれはないものと私ども考えております。

まず、この資金援助は直接経営困難な組合に対して行われるものではございませんで、それを吸収合併いたします組合または相互援助制度に係る信用事業再建措置に対するものに限られております。吸収合併の場合にいたしましても、あるいは相互援助制度の適用を受けるに当たりましても、当然その経営困難に陥りました組合の役員というものは組合の総会等で経営責任を厳しく問われるわけでございますし、安易に機構の資金援助に頼ろうというようなことは現実には考えにくいのではないかとこのように思います。

また、仕組みの上から申しまして、資金援助手続を通じましての歯どめをいたしまして、援助の申し込みに先立ちまして、組合の経営困難性あるいは資金援助が不可欠であるということ等につきまして都道府県知事の適格性の認定を受けなければ

いけないということになっておりますし、その際またあらかじめ主務大臣も承認をするというような手続が介在をいたしておりますので、手続面でも慎重な扱いがなされるというふうに考えておるところでございます。

○菅原委員 時間が来たので終わります。

○大石委員長 次回は、来る五月七日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

昭和六十一年五月十日印刷

昭和六十一年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F